

第2回古平町議会定例会 第1号

平成30年6月26日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 議席の一部変更
- 4 諸般の報告
- 5 議案第21号 専決処分（第4号）の承認を求めることについて
〔平成29年度古平町一般会計補正予算（第9号）〕
- 6 議案第22号 専決処分（第2号）の承認を求めることについて
〔古平町税条例等の一部を改正する条例〕
- 7 議案第23号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて
〔古平町都市計画税条例の一部を改正する条例〕
- 8 議案第24号 平成30年度古平町一般会計補正予算（第1号）
- 9 議案第25号 平成30年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第26号 古平町税条例等の一部を改正する条例案
- 11 議案第27号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 12 議案第28号 古平町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案
- 13 議案第29号 古平町都市公園条例の一部を改正する条例案
- 14 議案第30号 古平町空家等の適切な管理に関する条例案
- 15 議案第31号 特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 16 議案第32号 特別職の職員の給与の支給の特例に関する条例案
- 17 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
- 18 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 19 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 20 選挙第1号 後志教育研修センター組合議会議員の選挙について
- 21 発議第2号 町長の専決処分事項の指定について
- 22 発議第3号 庁舎等建設調査特別委員会の設置に関する決議案
- 23 陳情第1号 「生活保護費の一方的減額に関する要望意見書」（案）採択を求める陳情書
(総務文教委員長報告)
- 24 陳情第2号 「カジノ推進法は廃止し、具体化する実施法の断念を求める意見書」（案）

採択を求める陳情書

(産業建設常任委員長報告)

- 25 陳情第 4号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書を国に提出することを求める陳情書
- 26 陳情第 5号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める陳情
- 27 陳情第 6号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情
- 28 陳情第 7号 「ケアプラン点検による利用制限、ケアプラン有料化に反対する意見書」(案)採択を求める陳情書
- 29 一般質問
- 30 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書
(総務文教常任委員会)
- 31 委員会の閉会中の継続調査申出書
(産業建設常任委員会)
- 32 委員会の閉会中の継続調査申出書
(広報編集常任委員会)
- 33 委員会の閉会中の継続調査申出書
(議会運営委員会)
- 34 議員の派遣について

○追加議事日程

- 1 意見案第 2号 生活保護費の一方的減額に関する要望意見書
- 2 意見案第 3号 カジノ推進法は廃止し、具体化する実施法の断念を求める意見書
- 3 意見案第 4号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書
- 4 意見案第 5号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書
- 5 意見案第 6号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書
- 6 意見案第 7号 ケアプラン点検による利用制限、ケアプラン有料化に反対する意見書
- 7 委員会の閉会中の継続調査申出書
(庁舎等建設調査特別委員会)

○出席議員(10名)

- | | |
|-------------|----------|
| 議長10番 逢見輝統君 | 1番 木村輔宏君 |
| 2番 池田範彦君 | 3番 真貝政昭君 |
| 4番 岩間修身君 | 5番 寶福勝哉君 |

6番 堀 清 君
8番 高野 俊和 君

7番 山口 明生 君
9番 工藤 澄男 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	貞 村 英 之 君
副 町 長	佐 藤 昌 紀 君
教 育 長	石 川 忠 博 君
総 務 課 長	松 尾 貴 光 君
総 務 課 主 幹	大 内 知 子 君
町 民 課 長	五 十 嵐 満 美 君
保 健 福 祉 課 長	和 泉 康 子 君
産 業 課 長	細 川 正 善 君
建 設 水 道 課 長	高 野 龍 治 君
会 計 管 理 者	白 岩 豊 君
教 育 次 長	本 間 克 昭 君
幼 児 セ ン タ ー 所 長	藤 田 克 禎 君
総 務 係 主 査	長 谷 川 秀 峰 君
財 政 係 主 査	人 見 完 至 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	三 浦 史 洋 君
議 事 係 長	澤 口 達 真 君

開会 午前 9時54分

○**議会事務局長（三浦史洋君）** 本日の会議に当たりまして出席状況についてご報告申し上げます。
ただいま議員10名全員が出席されております。
説明員は、町長以下13名の出席でございます。
以上です。

◎開会の宣告

○**議長（逢見輝統君）** おはようございます。
ただいま事務局長報告のとおり10名全員の出席を見ており、よって定足数に達しております。
ただいまから平成30年第2回古平町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○**議長（逢見輝統君）** 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○**議長（逢見輝統君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、7番、山口議員及び8番、高野議員のご兩名をご指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○**議長（逢見輝統君）** ここで、去る6月22日に開催されました議会運営委員会での協議事項を議会運営委員長より報告していただきたいと思っております。

議会運営委員長、真貝政昭君、報告願います。

○**議会運営委員長（真貝政昭君）** それでは、私のほうから去る6月22日に開催されました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日6月26日から27日までの2日間とするものであります。

議事日程でございますが、お手元に配付の日程表に基づき取り進めるものといたします。

なお、本定例会では全議員で構成する庁舎等建設調査特別委員会の設置と町長の専決処分事項の指定についてを議員発議とすることといたします。

次に、総務文教常任委員会に付託されておりました陳情第1号と産業建設常任委員会に付託されておりました陳情第2号については、各常任委員長より採択の報告があります。また、4件上がっております陳情でございますが、いずれも本会議で採択の上、本定例会中に意見書を提出する運びといたします。

続いて、一般質問についてご説明いたします。一般質問は一問一答方式で、質問回数は1件につき3回までですので、ご留意願います。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 議会運営委員長の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長（逢見輝統君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月26日から6月27日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月26日から明日6月27日までの2日間に決定いたしました。

◎日程第3 議席の一部変更

○議長（逢見輝統君） 日程第3、議席の一部変更を行います。

池田議員から申し出がありますので、会議規則第3条第3項の規定によって議席の一部を変更します。池田君の議席を2番に、堀君の議席を6番にそれぞれ変更します。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時57分

再開 午前 9時58分

○議長（逢見輝統君） それでは、再開いたします。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（逢見輝統君） 日程第4、諸般の報告を行います。

報告事項は、平成29年度3月分、平成29年度30年4月分、平成30年度4月分、平成29年度30年5月分、平成30年度5月分の例月出納検査結果の1件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもってかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（逢見輝統君） 本日は定例会でございます。町長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○町長（貞村英之君） 平成30年第2回古平町議会定例会の開会に当たり、第1回定例会以降の主な事務事業の執行状況及びその概要について行政報告をさせていただきます。

まず最初に、中心拠点誘導複合施設の建設についてでございます。役場庁舎及び文化会館建設については、基本設計の作成の際に必要な諸事項について調査検討を行い、財源確保の際に必要な立地適正化計画、都市再生整備計画、地球温暖化対策実行計画などの策定作業を行ってまい

りました。平成29年8月に策定した古平町役場庁舎建設基本構想をもとに調査検討を行った結果、図書館、地域交流センター、地域防災センター、役場庁舎の機能を持った施設を複合的に整備し、公共建設物としては全国で2例目、北海道内では初の建築物省エネルギー性能表示制度の認証を受け、省エネ法基準建物からエネルギー消費を省エネのみで50%削減したビル、ZEBレディーを達成し、再生可能エネルギーの導入などにより実質的にはエネルギー消費を75%以上削減したニアリーZEBを目指します。

全体スケジュールとしては、平成30年度に改めて基本設計を行い、平成31年度に実施設計、平成32年度から平成33年度に本工事を行い、平成34年度の供用開始を目指します。発注方法としては、基本設計、実施設計、本工事、工事管理を一括で発注する設計施工一括型を採用し、7月中にも公募型プロポーザルで工事募集要項等の配布、9月中の基本設計着手を目指します。本定例会に関連する補正予算案を提案いたしますので、上程の際にはよろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

次に、都市再構築戦略事業の実施についてでございます。中心拠点誘導複合施設の整備と一体的に現在の役場庁舎、文化会館周辺敷地を都市再構築戦略事業により整備し、町なかのにぎわい再生と地域資源を生かした経済の再生に取り組むため、観光交流施設、道の駅の整備、地域生活基盤整備、ふるびら150年広場の整備について今年度中に基本構想を策定し、方向性を示したいと考えています。

なお、中心拠点複合施設の基本設計、観光交流施設などの概略がまとまり次第、町広報などによる情報共有を図ることはもちろん、町政全般の諸課題も含めた形で町民の皆さんから直接ご意見をお聞きする広聴事業の機会を設けたいと考えております。

次に、古平町150年事業についてでございますが、古平町150年の節目を町民の皆さんの古平町への誇りや一体感を高め、夢や希望、未来創造を契機として各種記念事業の実施に当たり4月23日に実行委員会の設立総会を開催し、5月27日に開催した地酒開発プロジェクトの田植え体験会を皮切りに国道229号、セタカムイロード事業として役場周辺にマリーゴールドなどのプランター150個を設置、特設ホームページの開設やフォトコンテストの募集開始、新ご当地B級グルメ開発プロジェクトの試食会などの事業の展開を図り、好評を得ているところでございます。今後も陸上自衛隊音楽隊の演奏会や植樹祭の開催など「祝う」、「知る」、「創る」をテーマに事業を展開してまいります。

次に、中央バス積丹線についてでございます。中央バス積丹線の運行便数の見直し、減便提案について沿線4市町及び中央バス株式会社と協議を行ってまいりましたが、双方で合意ができなかったため、平成30年4月からの減便は見送られたところであります。中央バスからは、5月30日に開催された後志地域生活交通確保対策協議会において引き続き平成30年12月からの運行便数の見直し、減便提案があったことから、今後も沿線4市町及び中央バスと協議を進めていかなければならないと考えております。

次に、町立診療所海のまちクリニックについてでございます。平成28年5月に町立診療所として診療を開始した海のまちクリニックも2年が経過し、平成28年度は1万22名、1日当たり46.6名、平成29年度は1万74名、1日当たり42.5名の方が受診されております。前診療所における平成25年

度の最大受診者数と比較しても同等に推移しており、町民のかかりつけ医として認知されてきているものと考えております。また、広報5月号で紹介いたしました、この4月より佐々木盛医師が赴任され、2名体制が整いましたので、代診医による診療は廃止となっております。昨年7月より事業を開始した短期入所療養介護事業については、平成29年は延べ1,969人、1日当たり7.7名の方が利用されております。今後の運営方針につきましては、2年間の実績の分析、町民ニーズの把握、極めて困難な医療スタッフの確保状況など最少の経費で安定した運営と診療体制の維持に向け、指定管理者である医療法人恵尚会と協議検討してまいります。また、平成33年度からの第7期介護保険事業計画における施設等基盤整備との整合性を図ってまいります。

次に、ふるさと納税についてでございますが、平成29年度のふるさと納税の状況ですが、寄附件数3万6,777件、対前年度比90.6%、寄附額4億4,896万円、対前年比87.9%となっており、昨年4月1日に出された総務大臣通知に従い、本年1月から返礼割合を3割に見直したことが減少につながった一因だと考えております。しかし、4月中旬に新たな贈呈品を準備してからは回復傾向にあり、一昨年の27年4月、5月と比較すると寄附件数で122.7%、寄附額で114.4%となっているところであります。また、6月15日開催の議会全員協議会でもご説明いたしましたが、ことしは古平町150年の節目の年であることから、ふるさと納税により本町を応援してくれる全国の方へ7月1日から通常の返礼品にプラスして記念品を進呈する事業を開始いたします。これにより、本町の特産物の一つである水産加工品をより全国にPRすることや官民一体となって町の発展を祝おうと考えております。

最後に、生産性革命法による設備投資への特例措置についてでございます。去る6月6日、中小企業の生産性向上を後押しする生産性向上特別措置法、いわゆる生産革命法が施行されたところでございます。この法律では、国の指針に基づき導入促進基本計画を市町村が、さらには年率3%以上の生産性向上を見込む先端設備等導入計画を中小企業が策定し、市町村の認定を受ければ、それに基づき購入した設備には3年間固定資産税ゼロを適用する仕組みとなっております。また、設備購入等への補助金におきましても優先採択などの優遇措置が受けられることとなっております。本町においては、6月12日に経済産業大臣より導入促進基本計画の同意を得たところであり、本定例会には導入した設備の固定資産税をゼロとする古平町税条例の一部を改正する条例案を提案いたしますので、上程の際にはよろしくご審議願います。

なお、会議などの開催状況及び事業概要につきましては資料1に、各種工事、委託事業の発注状況につきましては資料2に取りまとめいたしましたので、後ほどご高覧ください。

以上申し上げ、行政報告といたします。

最後に、本定例会に付議いたします案件は、補正予算案2件、条例改正案5件、条例制定案2件、諮問案件2件、報告案件1件の合計15件でございます。これらの議案につきましては、慎重なるご審議の上、ご賛同くださるようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（逢見輝続君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○教育長（石川忠博君） 本定例会は、私が教育長に就任後初めての定例会でございます。行政報告に入ります前に、今年度の教育行政につきまして考え方の一端を述べさせていただきますので、議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

本町の教育は、第5次古平町総合計画に基づき進められてきたところでございます。私もこの計画に沿って首長と情報を共有しながら各種施策を進めてまいります。本年度の第1回定例会で成田前教育長から今年度の教育行政の基本的な方向性が示されておりますことから、課題として示された事項の中で主な取り組みを説明させていただきます。

学校教育につきましては、学力や体力の向上が最重要課題であり、いじめや不登校などの課題もございますので、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育てまいります。そのために全国学力・学習状況調査やC R Tなどを活用し、子供たちの状況に応じた授業改善を進めますとともに、放課後学習などの補充学習の充実に努めてまいります。また、新学習指導要領の円滑な実施に向けまして、研修機会の確保などを通じて学校を支援してまいります。

豊かな心や健やかな体につきましては、ふるさと教育の充実、少年少女わんぱく王国などの体験活動の機会確保を進めますとともに、体育専科教員によります授業改善、実践研究指定校による運動習慣の定着などについて学校、家庭、地域と連携して進めてまいりたいと考えております。

いじめの防止につきましては、各学校においていじめ防止基本方針に基づく取り組みの徹底やアンケート調査などによって未然防止、早期発見、適切な対応が図られますよう指導、助言しますとともに、教育委員会としましても基本方針を策定し、必要な支援を行ってまいります。

コミュニティ・スクールにつきましては、地域全体で本町の未来を担う子供たちの学びや成長を支えることができ、学校運営の改善充実、地域づくりに資することから、導入を進めてまいります。

特別支援教育につきましては、障害のある子供と障害のない子供がともに学ぶインクルーシブ教育システムの理念を踏まえまして、特別な支援を必要とする子供たちに切れ目のない一貫した教育が行えますよう学校、家庭、北後志特別支援連携協議会など関係機関と連携した取り組みを進めてまいります。

生涯学習の推進につきましては、本年3月に社会教育委員会から答申のありました第4次古平町社会教育中期計画に基づきまして健やかで心豊かな人づくりと生涯学習による活力あるまちづくりを目指す社会教育の推進を基本方針としまして、人生100年時代を見据え、町民が生涯を通じてみずから学び、その学習の成果を地域で生かす学びと協働を循環させていく体制づくりを進めてまいります。

少子高齢化、情報化、グローバル化など、社会が急激に変化する中で、古平町を支える人づくりを担う教育の役割は重要でございます。150年という歴史のある町で、幼児から高齢者まで全ての町民が生涯にわたって生き生きと学習できる環境づくりを進めますとともに、学校、家庭、地域、行政が一体となって学校教育、社会教育の充実、発展に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

それでは、第1回定例会以降の主な事務事業の執行状況及びその概要につきまして教育行政報告をさせていただきます。

初めに、全国学力・学習状況についてでございます。4月17日に全国一斉に小学校6年生、中学校3年生を対象としまして国語、算数、数学に加えて、今年度は理科の調査が行われ、小学校では11名全員、中学校では4名の欠席があり、8名が調査を受けたところでございます。調査結果につきましては、文部科学省が例年8月下旬に都道府県別に公表しておりますが、今年度から夏季休業期間などを活用して教育指導の一層の改善充実を図れますよう、ほぼ1カ月早めて7月末ごろに公表する予定と承知しております。この公表を受けて北海道教育委員会から14管内別に平均正答率や学習状況調査結果が公表されると伺っており、本町におきましては2月27日開催の教育委員会において決定されました平成30年度全国学力・学習状況調査に関する実施方針に基づきまして調査結果の公表などを行ってまいります。各学校におきましては、調査結果を授業改善等に活用するべく取り組んでいるところでございまして、夏季休業期間を含め調査結果が子供たちの学力向上につながりますよう指導、助言に努めてまいります。

次に、第4地区教科書採択についてでございます。小中学校の教科書は、原則として4年ごとに採択がえを行うこととなっております。本町の教科書は後志管内の町村で構成されます第4地区教科書採択教育委員会協議会で採択されることとなっております。今年度は、新たに採択されますのは中学校の特別の教科道徳でございまして、それ以外は前年度と同一の教科書が採択されることとなります。5月21日に第1回の協議会が開催されまして、役員の改選、今後の日程確認が行われ、8月3日を目途に採択される予定となっております。今後教科書採択が円滑かつ公正に行われますよう取り組んでまいります。

次に、教職員の飲酒運転の根絶についてでございます。飲酒運転の根絶につきましては、道教委が平成28年7月に策定しました道立学校教職員の飲酒運転根絶に向けた「決意と行動」に沿って本町でも決意と行動を策定し、取り組んできたところでございます。そうした中、昨年10月に中学校教諭による飲酒運転が行われる事案が発生し、本年2月には道庁職員が酒気帯び運転で逮捕される事案が発生しましたことから、道教委では決意と行動の一部を改正し、教職員が飲酒の場に車で行く場合における留意事項を示すなどをしましたことから、本町でも一部改正を行い、決意と行動を改めて周知するとともに、全教職員から飲酒運転根絶誓約書を提出いただくなど、飲酒運転根絶に向けた取り組みを進めているところでございます。今後も機会を捉えて、飲酒運転根絶を含め、不祥事防止に向けた指導を徹底してまいります。

次に、学校における働き方改革についてでございます。学校には、急速に変化する社会の中で子供たちが自立して生きていく力を育成するための指導の充実が求められており、そのためには教員が健康で生き生きとやりがいを持って働きながら、教育の質を高めることができる環境づくりが必要となっております。道教委が平成28年度に行った調査では、前回調査、平成20年度ですが、に比較しますと改善は見られているものの、教員の長時間勤務が引き続けている実態が明らかになり、学校における働き方改革の推進が喫緊の課題であるとされたところでございます。このため道教委が策定した学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」に基づきまして、古平町立学校における働き方改革アクション・プランを6月に策定し、教育委員会と学校が連携して働き方改革を推進していくこととしたところでございます。行動期間は平成30年度から32年度までの3年間と

し、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教職員をゼロにすること、部活動休養日を全ての部活動で実施すること、学校閉庁日を年11日実施することなどを目標として、保護者や地域の皆様のご理解を得ながら教職員が教育活動に専念できる環境の整備に努めてまいります。

最後に、社会教育についてでございますが、青少年教育や高齢者教育の一環としまして、今年度も少年少女わんぱく王国、たけなわ学級を4月から開講しまして、それぞれ年10回開催いたします。

また、小学生の学習習慣の定着と基礎学力向上を目的に放課後ふるびら塾を5月から毎週木曜日開催しております。今年度は、小学校の学習活動と連携してさらに基礎学力の向上につなげていきたいと考えているところでございます。

冒頭でも話しましたが、今年度から第4次古平町社会教育中期計画に基づきまして事業を進めてまいります。指導者不足、参加者の固定化などの課題もございまして、社会教育委員を初めとしまして関係する皆様のご意見を伺いながら、改善充実に取り組んでまいります。

以上を申し上げ、行政報告といたします。

なお、会議などの開催状況、事業概要につきましては資料1に取りまとめておりますので、後ほど高覧をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（逢見輝統君） 教育長の行政報告が終わりました。

これにて行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第21号

○議長（逢見輝統君） 日程第5、議案第21号 専決処分（第4号）の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第21号 専決処分（第4号）の承認を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

議案1 ページ目をお開きください。本件は、平成29年度一般会計補正予算（第9号）について、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

平成29年度一般会計補正予算（第9号）については、第1条、歳入歳出予算の補正として、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60万6,000円を減額し、総額を42億9,753万8,000円とするものでございます。

補正の款項の区分、金額については、第1表、2ページ、3ページにお示ししております。

第2条、地方債の補正が必要となりましたので、地方債の金額、限度額については5ページにお示しをしております。

それでは、事項別明細、予算説明書で補正の内容を説明いたします。歳出から説明いたします。説明の内容につきましては、議決事項であります項までの説明とさせていただきます。8ページ目、9ページ目をお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、既定の予算7億8,216万円に17万7,000

円を追加し、7億8,233万7,000円とするもの、4款衛生費、1項保健衛生費、既定の予算3億154万4,000円から78万3,000円を減額し、3億76万1,000円とするものがございます。いずれにしても、元気プラザスプリンクラー設置工事、町立診療所スプリンクラー設置工事の工事費確定による案分精算による予算額の補正でございます。

1ページ前のページ、6ページ目、7ページ目をお開きください。次に、歳入の説明をいたします。19款諸収入、4項雑入、既定の予算4,015万2,000円から6,000円を減額し、4,014万6,000円とするものです。財源調整でございます。

20款町債、1項町債、既定の予算4億8,227万7,000円から60万円を減額し、4億8,167万7,000円とするものです。スプリンクラー設置工事に係る案分精算による町債の補正でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第21号 専決処分（第4号）の承認を求めることについてを採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第22号

○議長（逢見輝統君） 日程第6、議案第22号 専決処分（第2号）の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第22号 専決処分（第2号）の承認を求めることについて提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、古平町税条例等の一部を改正する条例でございますが、3月31日までに制定しなければならなかったもので、地方自治法第179条第1項の規定をもって専決処分をし、ここに承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、説明資料で説明いたしますので、1ページをお開きください。町税条例、都市計画税条例一部改正の概要ですが、改正の要旨としましては、（1）としまして平成30年度税制改正を踏まえた地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月28日に成立、3月31日公布されたことに伴い、町税条例及び都市計画税条例に所要の改正をするものでございます。

主な改正内容としまして、（１）、個人町民税、１点目としまして給与所得控除、公的年金控除の引き下げとともに基礎控除を同額引き上げいたします。引き下げ、引き上げの同額の金額につきましては10万円となりまして、平成33年度分の住民税から適用となります。２点目、給与所得控除額の上限が適用される給与収入を1,000万から850万円に引き下げ、給与所得控除の上限額を220万から195万円に引き下げるものでございます。1,000万から850万とありますが、給与収入だけの人で850万円未満であれば住民税に特に影響はございません。高額所得の方の控除上限額の引き下げとなります。３点目、公的年金等収入が1,000万円超えの場合、公的年金等控除額に195万5,000円の上限を設けるものです。また、公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円を超える場合、公的年金等控除額を引き下げるものでございます。町内におきまして町民の方で公的年金等収入1,000万円超えの方は、ちょっと調べてみましたが、おりませんでしたので、町内には影響がないと思われまます。４点目としまして、合計所得金額2,400万円超えの場合、基礎控除額を段階的に逡減、2,500万円超えて控除適用なしとするものでございます。こちらも町民の方で所得2,400万円超えの方はいらっしゃいませんでしたので、町内で影響はないと思われまます。

（２）としまして、固定資産税の負担軽減措置になります。こちらは、平成30年４月１日からの適用です。１点目としまして新築住宅に係る税額の減額措置を２年延長するもの、２点目としまして固定資産税のわがまち特例の対象となるものについて、電気事業者による再生可能エネルギーの発電設備等が追加となりました。再生可能エネルギーの内訳としまして、太陽光、水力、地熱、バイオマスなどが挙げられております。

（３）としまして、たばこ税です。こちらは、平成30年10月１日からの適用で、１点目としまして国と地方のたばこ税の配分比率１対１を維持した上でたばこ税率を３段階で引き上げるものです。例を申し上げますと、現在440円のたばこが平成33年の500円に値上がりとなります。２点目、加熱式たばこに係る課税方式の見直しですが、こちらは５年間かけて段階的に移行するものでございます。

（４）につきましては、次の提案で説明をさせていただきます。

本改正条例につきましては、第１条から第６条までございますが、第１条において町税条例の改正、第２条以降につきましては第１条で一部改正した条例の一部改正となっております、それぞれの条及び細かな規定につきまして附則において施行日を規定しております。また、同じく附則において税目ごとの経過措置も規定しております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第22号 専決処分（第2号）の承認を求めることについてを採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第23号

○議長（逢見輝統君） 日程第7、議案第23号 専決処分（第3号）の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第23号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、古平町都市計画税条例の一部を改正する条例でございますが、こちらも先ほどの税条例同様に3月31日までに制定しなければならなかったもので、専決処分をし、ここに承認を求めるものでございます。

説明資料のほうですが、先ほどと同じく1ページのほうをお開きいただきたいと思います。改正内容につきまして、一番下の（4）になります。主要な部分としまして、宅地等における負担調整措置について平成29年度までとされていたものを3年間継続することとしたもので、固定資産税と同様の措置となっております。

そのほかの改正につきましては、法改正に伴う条項ずれによる改正が主なものとなります。

本改正条例につきましても第1条及び第2条の2条立てとしておりまして、法改正に伴い附則においてそれぞれの施行日を規定しております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第23号 専決処分（第3号）の承認を求めることについてを採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第24号

○議長（逢見輝続君） 日程第8、議案第24号 平成30年度古平町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第24号 平成30年度古平町一般会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

議案35ページ目をお開きください。本件は、第1条、歳入歳出予算の補正として、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,529万円を追加し、総額を33億8,529万円とするものでございます。

補正の款項の区分、金額については、第1表、36ページ、37ページにお示ししております。

第2条、債務負担行為の補正として、中心拠点誘導複合施設整備に係る債務負担行為として、平成30年度から33年度の期間、25億を設定するものです。第2表、39ページ目にお示ししております。

第3条、地方債の補正として、地方債の金額、限度額について、第3表、39ページにお示ししております。

それでは、事項別明細で補正の内容を説明いたします。歳出から説明いたします。42ページ目、43ページ目をお開きください。2款総務費、1項総務管理費、既定の予算3億5,920万2,000円に3,736万円を追加し、3億9,656万2,000円とするものです。内容は、中心拠点誘導複合施設基本設計業務委託料、空家等対策協議会委員報酬の追加、臨時職員の教育費への配置がえによる減額でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、既定の予算7億1,981万1,000円に356万5,000円を追加し、7億2,337万6,000円とするものです。内容は、後期高齢者医療特別会計への事務費繰出金として臨時職員賃金相当額の増額、制度改正による重度心身障害者、ひとり親、子供医療に係る総合行政システムの改修及び障がい者福祉システムの改修業務委託料の追加でございます。

3款3項国民年金推進費、既定の予算52万9,000円に77万4,000円を追加し、130万3,000円とするものでございます。内容は、国民年金システム改修業務委託料の増額でございます。

6款農林水産業費、2項林業費、既定の予算651万4,000円に47万6,000円を追加し、699万円とするものです。内容は、平成31年度の林地台帳の義務化に備え、林地台帳原案作成業務委託料の追加でございます。

8款土木費、5項住宅費、財源更正でございます。当初財源として見込んでいた社会資本整備総合交付金が年度間調整により減額されたことにより、財源を国庫支出金から地方債に変更するものでございます。

次のページ、44ページ、45ページ目をお開きください。10款1項教育総務費、既定の予算2,430万9,000円に311万5,000円を追加し、2,742万4,000円とするものです。内容は、教育委員会に配置した臨時職員の賃金の追加及び教職員住宅、特に中学校教頭住宅の修繕料の増でございます。

次に、歳入の説明をいたします。40ページ、41ページ目にお戻りください。13款国庫支出金、2項国庫補助金、既定の予算8,160万3,000円から754万5,000円を減額し、7,405万8,000円とするもの

です。内容は、障がい者福祉システム改修経費に充当する障害者総合支援事業費補助金の追加、社会資本整備総合交付金の年度間調整による減額でございます。

13款国庫支出金、3項委託金、既定の予算147万8,000円に77万4,000円を増額し、225万2,000円とするものです。内容は、国民年金システム改修経費に充当する国民年金事務費交付金の増額でございます。

14款道支出金、2項道補助金、既定の予算3,063万4,000円に15万円を増額し、3,078万4,000円とするものです。内容は、総合行政システム改修経費に充当する重度心身障がい者医療費給付事業費補助金、事務費補助金の増額でございます。

17款繰入金、2項基金繰入金、既定の予算2億2,218万に4,400万円を増額し、2億6,618万円とするものです。内容は、中心拠点誘導複合施設基本設計に充当する庁舎建設基金繰入金の増額、財源不足を補填するための財政調整基金繰入金の増額でございます。

19款諸収入、4項雑入、既定の予算3,167万9,000円に31万1,000円を増額し、3,199万円とするものです。財源調整でございます。

20款町債、1項町債、既定の予算2億2,000万円に760万を増額し、2億2,760万円とするものです。公営住宅除却事業債、過疎ソフト分の増額でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほどご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 43ページの歳出です。中心拠点誘導複合施設基本設計業務委託料が3,900万と。41ページの歳入のほうでは、3,900万を繰り入れて合計は6,220万とするということで、お伺いしますけれども、町長の行政報告の中で基本設計、実施設計、本工事、工事管理を一括で発注する設計施工一括型を採用して7月中にも公募型プロポーザルで公告及び募集要項等の配布、7月中の基本設計着手を目指しますというスケジュールが出されました。それで、お伺いしますけれども、従来であればことは基本設計ですので、基本設計の前段、来年の実実施設計、本体工事の設計施工一括で発注するという、そういうふうに想定していたのですけれども、今回のこの予算の上程は基本設計をやってもらうスタート時点でもう既に最後までスケジュールを全部やってもらおうという捉え方でよろしいのかなという、その確認をしたいということです。

それと、7月中に公募型プロポーザルで公告、募集等の配布というふうになりますけれども、この作業は一体どのように行われるのか。前の協議会で総務課長から報告されていたZEBの1番目の例が神奈川県の開成町でしたか、認証第1号の庁舎ということで、調べましたら大変町民に対してわかりやすく報告されているのがネットで見ることができました。今回の古平町の進め方なのですが、とても急いで、我々が追いついていけないようなペースで進んでいるように思いますので、その点この7月の作業着手という、9月までの入札に至るまでの経過についてどのようなスケジュールになっているのか、まずその2点お伺いします。

○町長（貞村英之君） 真貝議員のご質問にお答えいたします。

まず、役場庁舎の基金の繰り入れですが、これ同額で繰り入れてそのまま、お見込みのとおり

でよろしいかと思えます。前回去年基本設計発注したときに、本来であればもうでき上がっているはずでございます。ただ、1年間できるといって入札した業者がだめになったものですから、約1年近くおくらせている状況でありますし、自前で基本設計の前の構想めいたことをやっているところでございますので、これ以上のおくれはちょっと許されないのかなど。本来であれば1年、もっと早くでき上がるはずでしたが、こういうことをなくするために基本設計から一括して、ぶれないように実施設計と施工まで一括して発注していきたいと考えております。基本設計やったところがZEBという特殊なものでございますので、基本設計でちゃんと捉えた業者がそのまま実施設計に移す、結構技術的に秘密的な事項もあると国の担当課のほうからも聞いておりますので、この件については一括して発注をしていきたいと考えております。

それから、もう一点ですが、スケジュールですが、お見込みのとおりプロポーザルを7月下旬にでもと考えておまして、一応構想めいたものはできておりますが、まだ全然公表できる段階ではございませんが、それをもとにどのような技術提案、我々専門家でございますので、役場にも専門家もおられませんし、技術提案を受けましてプロポーザルの委員の中には民間の方も入れて公平なプロポーザルをやりたいと考えておりますので、役場の方も何人か入れようと思っておりますし、そういうことで公平にプロポーザルを実施して、それを実施してしまえばあとは技術提案受けていますので、淡々と基本設計をやっていきなと考えるところでございます。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 私が注目するのは、1年間棒に振ったのですけれども、町民の意見を聞くだとか、そういうのがなされていない。議会に対しても提示することなくきているものですから、そこら辺を心配しているのです。

それで、今のお話なのですけれども、まだ具体的にお見せするような段階ではないような説明でしたけれども、9月の基本設計の入札後に町内の各団体だとかのご意見を聞きながらというふうに、そういう手順になるのでしょうか。

それと、神奈川県の実例を見ますと、こういうZEBというのに関して実施設計、施工をしていくに当たってかなり知識がある専門家をメンバーに入れて設計の入札、それから工事の施工というのに対応しているようなのですけれども、古平町の場合はどうも基本設計の入札の手前で役場庁内で対応するようなニュアンスの説明だったというふうに思うのですけれども、その点をまず確認します。2点です。

それと、去年庁舎、会館等の建てかえで財政シミュレーションが示されました。そのときに示された額というのは約19億でした。それが1年の間に23億になり、25億になると。膨れ上がっています。それで、財政シミュレーション改めて確認したのですけれども、平成34年か35年くらいから今回の複合施設の起債償還が始まりまして、額も示されたシミュレーションが出されています。今回こういうふうに事前に25億という数字が出されましたけれども、この去年出された財政シミュレーションどおりの額で推移するようなスケジュールになっているのでしょうか、それとも膨れ上がってどうもおかしくなるようなシミュレーションができ上がっているのでしょうか、それともZEBというのを特に意識して今進められていますけれども、去年出されたシミュレーションの起債償還

の額よりも下がった状態のものが行くのか、どちらなのでしょう。

○総務課長（松尾貴光君） 手順ですとか、そのような質問が多いので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

業者を選出する場合のプロポーザルなのですが、開成町、たしか大学の教授でしたか、専門家が入って業者の選定を行ったというふうに思っています。うちについても基本設計の段階から選考委員会の中に建築の専門家、意匠の専門家、そしてZEBをやる建築設備の専門家の方を今打診している最中です。もうそれを入れてもらって専門的な見地から、その会社の提案がいいのか悪いのか検討していただいて、業者の選定に当たりたいというふうに考えています。

2点目の手順なのですが、町長の行政報告にもありましたとおり役場の複合施設の整備とここら辺の一带の中心拠点の整備、ある程度絵ができた段階で、たたき台ができた段階で示したいというのは前回の去年1年間棒に振った基本設計の段階でもお話しさせていただきましたが、何もなくて議論をしてもなかなか深まらないのかなという思いがありますので、ある程度概略の絵、そういうものが出た段階でお示しをして、議論をして意見をお伺いしながらやっていきたいというのがうちのスタンスでございます。

あとその次に、事業費が上がっているというのは、ZEBにしたからですとか、何か高価なものを求めたから当初の金額からはね上がったという事情では一切ございません。東京オリンピックの需要で建築資材ですとか、人工ですとか、そういうものがとんでもないくらい金額でどんどん高騰しています。それに対応するため、どんどん事業費が上がっていったような状態でございます。社会情勢で上がっていったというようにございます。

財政シミュレーションを示せないのかということでございますが、書いてありますとおり今回役場のほうで目指そうとしているのは図書館、地域交流センター、地域防災センター、役場庁舎、簡単に言って4つ、大まかに4つの機能が今混在しています。4つの機能が混在しているということは、少なくって4通りの財源、いろんな種類のものを使わなければならないような状況になっています。面積案分によるものですとか、環境省の補助金ですとか、いろんな複雑なもので計算しなければならないという状況になっています。そのつかみでかなり流動的なものを現段階で皆さんにお示しして誤解等を受けるのも嫌だなという思いがありますので、現段階では想定している事業費についてはお示しすべき段階ではないというふうに考えております。

あとそれと、財政シミュレーションなのですが、今年度の地方交付税も7月、ある程度のめどが出てきます。それとあわせてさまざまな検討を含めて、庁舎については財政負担が少ないような形で進めていきたいと考えておりますので、財政シミュレーションという形で交付税出た後お示しできたらなというふうに考えております。

○3番（真貝政昭君） 一番心配するのは、破滅的な事業の展開は避けてほしいと。ああいう財政シミュレーションの健全財政はこのラインだということを示した中で、特養の要望もほごにするとか、凍結状態で考えていらっしゃるでしょう。だから、基本的には100%あのシミュレーションは私信じておりませんが、あくまでもああいうシミュレーションを出した以上、それをさらに膨れ上がらせるような事業の展開は避けていただきたいと。

それと、議会は町民の代表として出ているわけですから、少なくとも流動的だとはいいながら、基本的なそういう数字の基礎を議会に示してほしいと、早目に。腹づもりがあるのでしょうから、流動的であるけれども、その腹づもりというやつを早急に出してほしいと。それを切に願う次第です。去年の基本設計の業者がバンザイして、棒に振ったといいますがけれども、急いでいるとはいえ、議会や町民に対する説明というのがやはり前政権の時代と比べてちょっとおろそかになっている嫌いがあります。感じております。その点丁寧にやはり議会、町民に説明するような手はずをとってほしいと切に思う次第ですが、それについて答弁求めます。

○町長（貞村英之君） まず、1点目、財政シミュレーションに対してどうなのかという点でございしますが、やはりこの間財政示した最低ラインは維持していかなければならないと思っておりますので、財源確保について今一生懸命検討したり、お願いしたりしているところでございますので、まだ財源的なものは確実にがちがちに決まっているわけではございませんので、示せと言われても示せる状態ではございません。もう一つは、起債制度自体が前回の借りようとしていた起債が延びたことによってちょっと危なくなってきているところもございしますので、それにかわる何らかの手当てをしなければならぬと考えておりますので、今の段階で示せるわけでもありませんし、これだけの大事業の財政的なものを前政権がぼんぼん、ぼんぼん示したからといって、私示せる状態ではございませんので、示せるようになったらちゃんと説明いたします。

それから、全体構想、先ほども行政報告でも言いましたが、全体構想見えたら私町民に説明して歩くつもりでございしますので、そこら辺はご理解願いたいと考えております。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） 44ページ、45ページの一番最後にあります教職員住宅管理費の中の修繕料なのですけれども、この修繕した場所とか内容をちょっと教えてください。

○教育次長（本間克昭君） 修繕する、これからするのですけれども、建物につきましては中学校の教頭住宅です。場所につきましては、グラウンドの横にあります三角の住宅で、昭和55年に建てられた建物の修繕でございます。修繕の内容につきましては、外壁ひび入って雨漏りしますので、外壁の修繕、それと床が落ちている部分がありますので、床の修繕、あと天井落ちている部分がございますので、天井の修繕という内容になっております。

○1番（木村輔宏君） 先ほど町長からの答弁があったのですけれども、1つ、役場庁舎を建てるということについて、町民も非常に大変な行事だろうということは認めていますし、それでもう一つは、先ほどお話あったように全く今の段階では設計も何もわかりませんという、これもわかるのですが、ただ、今一番心配しているのは、オリンピックで物が大変な状況にございます。そうしたときに逆算していつころまでに設計ができるのか、早目にしないと大変だろうなという気がいたしますし、それから大まかなものができたときにやっぱり議員もしかりですし、町民もしかりですし、どんな形のものができることによって、住みやすい、使いやすい庁舎のものができるのかというものにちょっとでも参加していきたい。使いやすいものに参加していきたいというものがあろうと思っておりますので、その辺の設計が大変だろうけれども、いつころという見通しがわかるのでしょうか。

○町長（貞村英之君） ちょっと逆算してといっても、7月に基本計画、大体プロポーザル自体が

提案ですから、業者が提案したことに対してどうかということですから、例えば道でやりました議会庁舎にしても提案するまで全然絵見えないわけでございますよね。だから、今絵見えている段階でございませんで、示せないと言っているだけでございまして、プロポが出てきたら、決まったら提案の内容は示せるものと思います。だから、あと基本計画つくったときにやっぱり基本計画ですから、動線とか、そういうのも考えてやると思いますので、でき上がった、ことしじゅうにはある程度のものはでき上がってくるのかなと考えておりますので、そうなった段階ではお示しできるのかなと思っております。別に隠しているわけでも何でもございませんで、そこら辺は余り疑い持たれたらちょっとまずいなと思っておりますので、ご了承願いたいと思います。

以上でございます。

○1番（木村輔宏君） 全然そういう気持ちではないけれども、問題は前のときもお話ししたことなのですが、小学校ができたときにはもうできていたと。議員さんもしかり、町民もこういうのはどうなのかというときにはもう示されてしまった。もう変更できなかつたという状況が実際にあったわけです。それが悪いとかいいではないので、ですから私の希望としてはそういうものができたときに町民も、議員……議員が全体のものではございませんけれども、そういうものを取り入れるような形を示していただきたいということでございます。

○町長（貞村英之君） 今回の施設、複合施設でございますので、当然役場の庁舎だけでしたらそういうことも先行して進むのかなと思っておりますけれども、町民も使うものでありますので、それは示さないとちょっとこちらとしてもやっていけないのかなと考えておりますので、できてから言われるよりもちゃんと意見を聞いて修正できるところは修正していきたいと考えておりますので、何ぼプロとはいえ、プロがつくったものが全ていいということは考えておりませんで、やっぱり使う人のことも考えて進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（木村輔宏君） もう一つだけお聞きしたい。先ほど町長の行政報告の中にもあったのですが、古平が今やらんとすることは第2号ですよというお話がありました。第1号のところを参考にしたものってあるのか、そういうところを見てきたのかということ。

○町長（貞村英之君） お答えいたします。

内地のZEBと北海道のZEB全然違うものですから、内地のほうを見てきても雪の関係でどういうふうにエネルギー削減できるのかということが大前提になって、北海道でそのためにZEBができないと言われているところでございます。なので、環境省のほうも北海道でできるのであればという、ちょっと力も入っておりますので、そこら辺は見てきたのかと言われてもZEBレディーとしてやって、北海道で民間でつくっているところはありますので、そこは見てきております。ただ、公共施設としては北海道にはございませんで、冬の間をどう乗り切るか難しい設計になると思いますので、そこら辺はちゃんとした業者に落札していただかなければならないなということでプロポにした次第でございませんで、私も白紙の状態でございます。

以上です。

○議長（逢見輝続君） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第24号 平成30年度古平町一般会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時19分

○議長(逢見輝統君) では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第9 議案第25号

○議長(逢見輝統君) 日程第9、議案第25号 平成30年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長(五十嵐満美君) ただいま上程されました議案第25号 平成30年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ189万4,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ6,699万4,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、議案52ページ、53ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費でございますが、既定の予算に189万4,000円を追加し、予算額を851万4,000円とするものでございます。こちらは、今年度4月の人事異動によりフルタイムの臨時職員が配置されたことによる賃金の増額でございます。1年間の勤務日数分と時間外手当を見込んでおります。

続きまして、歳入のほうに移ります。50ページ、51ページになります。4款繰入金、1項一般会計繰入金で既定の予算3,023万1,000円に189万4,000円を追加し、3,212万5,000円とするものでございます。歳出で説明いたしました賃金の追加により職員給与費等繰入金を増額するものでございます。

以上で議案第25号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(逢見輝統君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第25号 平成30年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第26号

○議長(逢見輝統君) 日程第10、議案第26号 古平町税条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長(五十嵐満美君) ただいま上程されました議案第26号 古平町税条例等の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、ことし3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律において生産性向上特別措置法に基づき導入した先端設備に対する固定資産税を減免する規定が整備されておりましたが、5月23日にその特別措置法が公布されたことから、本町の税条例を改正するものでございます。

説明資料のほうで説明いたします。53ページをお開きください。この改正案は2条立てとなっております。第1条において、市町村が定める先端設備等の導入促進基本計画に基づく先端設備を導入した場合に、平成33年3月31日までの間、その償却資産に係る固定資産税をゼロとする規定を定めております。

続いて、第2条は、第1条で追加した第10条の2、第26項で引用する地方税法の改正により項番号が繰り上がることによる改正でございます。

第1条は公布日から施行する一部改正条例、第2条のほうは第1条で改正した内容にさらに改正を加えるもので、施行日を法施行の平成31年4月1日としていることから、2条に分けて改正するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(逢見輝統君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第26号 古平町税条例等の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第27号

○議長(逢見輝統君) 日程第11、議案第27号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長(五十嵐満美君) ただいま上程されました議案第27号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、賦課限度額の引き上げ及び減額措置に係る軽減判定所得の算定方法変更に伴う改正でございます。

地方税法施行令が改正され、課税限度額の引き上げについては医療分で4万円の増となっております。国における検討の中で、昨年は引き上げを見送ったところでございますが、高所得層に負担を求めることで中間所得層の負担の軽減につながることから、今年度限度額の引き上げは必要と判断されたものでございます。

次に、軽減措置のほうでございますが、軽減判定所得の基準額を見直し、5割軽減、2割軽減世帯の対象を拡充し、中低所得者層の保険税負担を軽減する改正となっております。

本件に関しましては、去る6月12日、国民健康保険税審議会を開催し、限度額の引き上げ及び軽減基準額の拡充について諮問どおりの答申をいただいております。

説明資料のほうで説明させていただきます。説明資料55ページをごらんください。改正内容といたしましては、まず①の賦課限度額の引き上げについてでございますが、点線枠で表示してありますとおり医療分について限度額を54万円から58万円に引き上げるものです。これにより下のほうに記載されておりますとおり、40歳未満または65歳以上の介護納付金分が賦課されない年齢の被保険者については73万円から77万円に、40歳以上65歳未満の被保険者については89万円から93万円となります。

次に、下段の②、軽減措置のほうでございますが、5割軽減においては基準額算定に27万円掛ける被保険者数の27万円を27万5,000円に改め、2割軽減では49万円掛ける被保険者数となっておりますが、改正後は49万円を50万円に改正するもので、いずれも軽減判定所得の基準額を引き上げることによりまして5割、2割軽減世帯の対象を拡充する内容となっております。

なお、これらの改正は今年度以降分の国民健康保険税から適用することとしております。

今回の一部改正による影響額については、次のページに調定額ベースで計算した影響額の参考値を載せてございます。確定賦課がこれからですので、確定賦課では数値の変更がございましたが、後ほど参考にご参照願いたいと思います。

また、今回の一部改正においてもう一点、議案の58ページのほうをお開きいただきたいのですが、改正文の中ほど、第24条の2第2項の改正でございます。こちらは、国保加入手続におきまして雇用保険受給資格証明書が必要な場合がございますが、マイナンバーによる情報連携により把握できる場合には受給者証の提示が不要になるということについての改正でございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第27号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第28号

○議長（逢見輝統君） 日程第12、議案第28号 古平町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第28号 古平町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

議案第60ページをお開きください。本町の重度心身障害者及びひとり親家庭の医療費の助成につきましては、住民票がある方を対象とし、生活保護や所得の限度額を超えている場合には対象外としております。今回の改正は、本年第1回の定例会において可決いただきました後期高齢者医療に関する条例の一部改正の中で、住所地特例者の範囲が広がったことによりまして他市町村の住所地特例者となる者を重度及びひとり親の助成の対象外として追加するもので、議案中段の（5）、第5号を新たに追加するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第28号 古平町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第29号

○議長（逢見輝統君） 日程第13、議案第29号 古平町都市公園条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） ただいま上程されました議案第29号 古平町都市公園条例の一部を改正する条例案について提案理由のご説明をいたします。

本件につきましては、都市公園法施行令第8条の改正に伴うもので、その改正は都市公園における運動施設の敷地面積割合100分の50を参酌して地方公共団体が条例で定めることとなったため、古平町都市公園条例の一部を改正するものでございます。

本町においては、公園内に運動施設を有している公園は中島公園のみでございます。運動施設の現状の敷地面積割合は、50%に満たない状況となっております。

次のページをごらんください。改正内容につきましては、中段、第1条の5に次の1項を加えるものとし、加える条文につきましては2項、都市公園法施行令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とします。

以上で議案第29号の提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） この間議運でも理事者側から説明があったのですけれども、敷地面積の50%までを上限として、遊具等整備できるという説明があったのですけれども、今の説明でも50%に満たない状況にあるということなのですから、施設として思い浮かべるのが俗に言うたこちゅう公園という、滑り台です。それとあと、遊具らしきものはなくて、噴水施設がもう大分放置された状況があるのですけれども、法律が変わってこういうふうに条例で定めることになったのでしょうか。遊具そのものもそうです

けれども、中の植生も含めて余りにもほったらかしの状況で、中には遊歩道もあるのですけれども、遊歩道を歩けないような状況で放置されているのですけれども、B&G海洋センターの隣接公園としてやはりちょっと問題ではないかというふうに思っているのです。それと、一時大分前ですけれども、滑り台の下の砂地が不衛生ということで砂利敷きにしてしまって、滑り台そのものも危険な状況ではないかというふうに思うのですけれども、そこら辺は改めてこれを機会に見直すべきでないかというふうに思っておりますけれども。

○建設水道課長（高野龍治君） まず、今回の条例改正に伴って、あくまでも運動施設の関係でございますので、遊具に関しては面積換算は今回されておりません。中島公園に限っては、海洋センター、運動施設でございます。体育館とプール、それとあとレクリエーション広場ということで野球場ですか、その部分の公園に対する運動施設の面積は50%までですよというお話であって、タコの遊具とかプールに関しては今回の計算には入ってこないものでございます。それをまず申し上げておきます。

それと、公園の管理状況につきましては、4月に入札を行って逐次管理していくような体制にはなっております。1回目の草刈りについては、5月中に一度行っております。予算の関係上、年3回が限界の状況で、次の草刈りは夏祭り前の実施の予定を考えております。それと、もう一回はお盆の時期までに1回と、そのような状況で考えております。あとそれと、遊具の更新とか、そういったお話につきましては今現在役場庁内の中で適正化計画というものを発注しております。その中で公園の統廃合も含めて今後こういった形になっていくのかということも改めて検討している最中でございますので、その検討が終わってから最終的にどこの公園を残す、このまま存続するとか、廃止するとか、そういった話になっていきますので、その計画を見た上で今後の遊具の更新等は考えていきたいなというふうに今のところ考えております。

以上です。

○3番（真貝政昭君） 認識の違いがありました。B&G海洋センターを建設するときに公園法が若干緩和されて、公園の1割程度まで削減してもいいということで今の海洋センタープール、それからグラウンドが建設されたといういきさつがあります。今の説明を聞きますと、町の施設の概要の中島公園の面積1万500平方メートルというふうに書かれていますけれども、これは旧来の俗に言うたこちゅう公園一帯と、それから海洋センターの建物、附帯設備とグラウンドを含めた全体が中島公園としての位置づけで、その中の運動施設がプールだとかB&G海洋センターという扱いというふうな認識でよろしいでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 中島公園の敷地面積につきましては、今現在2万9,897平方メートル、これは先ほど議員おっしゃったたこちゅう公園、タコ施設がある広場、それと中学校側のほうにある野球場、それとあとその手前のほうに駐車場みたい舗装しているところ、そこも面積の換算に入っております。中島公園の面積は、それ全部ということです。全部の状況で、あと運動施設につきましては海洋センターの体育館、プール棟、オイルタンクなど建築面積としまして2,915平方メートル、それと先ほど申し上げた野球場の部分、その部分が1万350平米ということで、運動敷地のトータルの面積としましては1万3,265平方メートルという形となっております。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第29号 古平町都市公園条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第30号

○議長（逢見輝統君） 日程第14、議案第30号 古平町空家等の適切な管理に関する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第30号 古平町空家等の適切な管理に関する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

議案64ページ目をお開きください。本件は、古平町の空家等の適切な管理について、空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、本町の空家等の対策に必要な事項を定めるものでございます。

第1条は本条例の趣旨、第2条は定義について規定、第3条は空家等の紛争、解決について民事での手続による解決を妨げないこととする規定、第4条から第6条まではそれぞれ所有者等と町の責務、町民の役割を規定しています。

第7条は、特措法第6条で策定することができることとされている空家等対策計画を策定する旨明文化する規定です。

第8条は、特措法第7条で組織することができることとされている空家等対策協議会の設置に関する規定で、構成員や任期などを規定しています。

第9条は、特定空家に該当しない空家等であって、適切な管理が行われていないことにより放置することが不適切な空家に対し必要な措置を講ずるよう助言、指導することができること町独自の施策として準特定空家等を設けるものです。

第10条は法第14条第2項の勧告前に意見陳述の機会を与えることとの規定、第11条は法第14条第3項の規定による命令に従わない場合の公表に関する規定でございます。

ページをめくりまして、66ページ目お開きください。第12条は、空家等の状況に起因して人の生命、身体、財産に危害が及ぶことを回避するために町が必要最小限度の措置を講ずることができるようにすること、緊急安全措置に関する規定です。緊急安全措置を講じた場合には、要した費用を

所有者等に請求できる旨についても規定しています。

第13条は町と警察やその他関係機関との協力体制について定めた規定、第14条は委任に関する規定でございます。

施行期日は、公布の日でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほどご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○8番（高野俊和君） この前の全員協議会のときでも総務課長にお願いしたのですけれども、ご承知のとおり私どもの町内は古平町で一番大きい町内ですから、世帯数も一番多いですから空家も多分一番多い町内なのだろうなというふうに思いますし、私の見た感じでちょっと危ないなという家屋もあるのも事実です。それと、先日課長にちょっと申し上げたのですけれども、旧公的などころから落ちるところもあるとされるのですけれども、はっきり言わなかったので、多分理解が違っていたのだと思うのですけれども、例えば私のうちから隣から2軒おいて、次の十字街まで4軒ほど全く空家です。それにその中には旧営林署、また裏のほうには旧電話局などがありまして、営林署さんなんか草刈りなどはしていますけれども、雪もやるのですけれども、雪が落ちてからやるというような、そういう状況も結構ありますし、例えば電話局さんなんか雪は全く心配ないのですけれども、その周りの囲いの雑草なんかかなりありますので、なかなか難しいでしょうけれども、もし連絡できるのであればその辺もあれですし、特にその近所、冬になりますと除雪した後雪をどうしても出しますので、一番道路が狭くなると言われているところで大変恐縮なのですけれども、それも余り注意しづらいというところもありますので、ぜひ早目の除雪の雪おろしの対策ということに関しましては、空家もそうですけれども、もしできるのであれば旧公的などころにも早目に連絡していただければ大変助かると思うのですけれども、難しいとも思うのですけれども、お願いしたいと思えますけれども、どうでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） この空家特措法、この条例で想定している空家というのは、空家だから全部が該当するというわけでは決してないのです。管理をされている、管理をされていないという判断基準についても国のほうから明確に法律に沿った形でガイドラインというものが出していますので、そこの部分については法律もしくはその法律にたりない部分についてはこの条例に沿った形で指導、助言等々はできるのですが、一般の空家ですとか、そういうものについての管理をしてくださいというのは、冬の時期であれば道路管理者、国、道、町、3者でよく屋根からの落雪道路に落とさないでください、道路に雪を出さないでくださいとか、そういうようなチラシでの啓発が限度なのかなというふうには認識しております。雑草についても生い茂って著しく衛生上を欠く場合とかという場合のみこの法律、条例で対応できるということになりますので、空家だから役場が全て助言できるのだとかという制度にはまらずとなっておりますので、ご理解いただきたいと思えます。きっとこれは各個人の民家だけではなくて法人だとか会社が所有しているビル、官公庁が所有しているビル等々にも該当しますので、そういうような要件に当てはまればうちのほうで助言なり指導なりはしていくことは可能かと思えます。

○9番（工藤澄男君） 66ページの12条なのですけれども、12条に当てはまる建物といたしますか、空家とか、そういうものは町のほうでどの程度あるかというのはきちんと把握してやっているのですか。

○総務課長（松尾貴光君） 12条に該当する空家が仮に今現状あったとしたら、町として何らかの措置を加えていると思います。要は緊急に措置を講じなければならない空家だということですので、現状町が手をかけて緊急にやらなければならないものというのは、今1軒役場の近くにあるのは衛生上ひどいなというふうに把握しているところがあるのですが、本条例の成立後、ちょっとこれ以上環境が悪化があれば手をかけざるを得ないのかなという判断しているものはあります。

○9番（工藤澄男君） 完全に危ないなというような建物は、まだよそこにもあることはあるのですよね。完全にもうあちこち、例えば戸が外れていたり、窓ガラス破れたりとか、建ったままというようなのも見かけるのですけれども、そういうのも町としてはやはりある程度調べて歩いているのでしょうか。ただ空家だからということだけでなく、もし万が一誰かが入って中で例えば火をつけたり、何かいたずらしたりというような部分もあるので、そういう本当に古くて壊れそうな建物に対してはやはり町でもある程度見回りをして調べておく必要があるのではないかと思います。

○総務課長（松尾貴光君） 現在町のほうでも空家台帳というものを整備しております、ある程度空家の状況は把握しております。近所の方から通報等があった場合については、担当者現場確認に行っています。空家の中に入って火をつけるから危ないだとか何とかというものについては、今回の空家対策条例には全くもって該当しないと。要は、壊れる、倒壊するおそれがある場合については今条例でできますけれども、中に入っていたずらすだとか何とかという分については、これはもう全くもって警察のほうにお願いしたいなと思います。

○9番（工藤澄男君） もう一点だけですけれども、歌棄にあります町の倉庫ありますよね。あれもかなり傷んで、倉庫に使っているのでしょうかけれども、前はよく町でも直したりしてやっていたのですけれども、最近ほとんど手をかけないで、屋根も腐り放題というような建物があそこに結局1軒あるのです、大きい建物が。例えばあそこは観光客なんかも来る場所ですので、町の建物がそういう状態で野放しにされているというのはやはり逆に恥ずかしい面もあるので、そういうのも空家の対策の中で何とかできないのですか。

○総務課長（松尾貴光君） 現在の歌棄資料館のことを言っているかと思うのですが、本条例提出する前にまさしくあれが準特定空家に該当するような管理の状態ですので、屋根の鉄板の飛散とかしそうなものについては胴縁で押さえるなり、シート張るなり、ちょっと応急処置をなさということで発注をしている最中でございます。ただ、あの建物については古平町内の中で残されている数少ないニシン番屋の形態を残しているものですから、何とか利活用を図ることができないかという検討を古民家協会ですとか、いろんなところとしながら、すぐ壊すわけにもいかないしとかと、こういろんな判断の中で迷っているところでございます。そういう状況ですので、もうそろそろ決着をつけなければならない時期には来ているなどは思っておるのですが、今応急処置をしながら中にある材ですとか、そういうものの活用の検討だとかもしていきたいなというふうにも考えているところです。

○3番（真貝政昭君） 前回の協議会で空家の冬季の積雪の雪おろし強制代執行という事例、小樽にあったのではないかと記憶で述べましたけれども、確かめましたらありませんでした。訂正しておきたいと思います。

それで、今回の条例なのですけれども、危険な建物を市町村が特定空家に指定して、勧告や命令に所有者が応じない場合に解体を強制執行できるという、そういう法律なのです。それで、所有者に請求が可能な代執行と、それから所有者が不明な場合の略式代執行の2種類があって、去年の10月1日までに全国で60件あったらしいです。それで、この法律は国会で全会一致で承認されてきています。それで、65ページの協議会のメンバー構成がされておりますけれども、この執行に当たってこういう協議会で十分議論されて、あくまでも意に沿わないような強制的なものにならないような方策をとると。そういう点では、大事な組織でないかというふうに思っています。

それで、1つ伺いますけれども、空家がなかなか撤去されない状況には解体する費用と、それから解体された後の更地の固定資産税の額の上昇というのが問題になるところがあるようなのですけれども、古平町の場合、空家が解体撤去後、土地の固定資産税で今までの建物に対する、標準的な200平米以下の敷地の場合ですけれども、建物の固定資産税がなくなるかわりに土地の固定資産税で急にはね上がるということが考えられるのかどうか、その点どういう現状にあるのでしょうか。国道沿いの評価額を見ますと、坪当たりになりますと2万円弱くらいのところが多いようですけれども、仮に坪2万くらいの状況にしてどのようなはね上がり方をするのかかわかりますか。

○議長（逢見輝統君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時00分

○議長（逢見輝統君） 再開いたします。

○総務課長（松尾貴光君） 固定資産税の仕組みのことかなと思います。固定資産税については、評価額がありまして、課税標準額があります。土地の上に住宅が建っている場合については、小規模宅地の特例というのがありまして、課税標準額、評価額の6分の1になります。それがその上に建っている上物がなくなって、ただの土地になりましたら非住宅用地という取り扱いになりますので、上の家を取っ払った場合については今度小規模宅地の特例を受けられなくなりますので、評価額そのままに固定資産税がかかります。6分の1ではなくなる。正規な金額で税金がかかるので、町内であっても今住宅を壊して更地になれば固定資産税がぐんと上がるというのはあることです。空家の場合についても特定空家と認定された場合については、もう小規模宅地の特例は受けられなくなりますので。

○3番（真貝政昭君） 国会で議論された中では、それまでの固定資産税が6倍にもはね上がるような状況が起きたという、そういうことがなかなか空家が解体されない理由の一つでもあるというふうに議論があったのですけれども、古平町の場合、そのような状況があり得るのでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） 6分の1の特例がなくなりますので、もちろんその過程が6倍だった

かどうかわかりませんが、固定資産税は上がります。

○議長（逢見輝続君） それでは、ここで昼食といたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 0時54分

○議長（逢見輝続君） 時間前ですけれども、皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第30号 古平町空家等の適切な管理に関する条例案を今質問中でございます。

○1番（木村輔宏君） これは、空家対策の問題だけだろうと思ったのですが、先ほど違う方のご質問の中にもありましたので、最近非常に新地方面で話題になっているのが一昨年あたりに壊したのか、壊されたのかわかりませんが、古平町の土地に壊れたものがあるということで、景観上、国道なのにあれをそのまま放置していいのかとかいうか、あれは私は個人の建物だと思いますよと言ったら、古平町の土地ではないのかという話が随分出ていまして、ああいうものも空家対策になるのかわかりませんが、違う形でお話がありましたので、ちょっとお聞きしたいのですが。

○総務課長（松尾貴光君） 玉の湯さんのことかなと思うのですが、あそこまでいきますと空家なのか、廃棄物なのかという、ちょっと判断に迷うところがありますので、この条例の施行後検討させてもらいたいと思います。

○1番（木村輔宏君） 確かにそうなのですが、先ほど違う議員さんからそのお話違う形で出ていましたから関連して言いますけれども、ただやっぱり観光条例とか、観光的にとかいうか、それから全体的な見方としてちょっと格好が悪いですね。それから、もし風で何か飛んだらどうするのかというお話も結構出ていますので、空家対策にはならないかもしれないけれども、対応を何とかする必要があるのではないかと思うのですが。

○総務課長（松尾貴光君） 西部方面のほうにつきましては、今一応ネットもかかっておりまして、浜町のほうと違ってネズミが湧いているような状態でもなさそうなのですが、一応この条例の中で景観、衛生、著しく飛散のおそれがあるだとかという条項もございますので、再度該当するかどうか検討させていただきたいなと思います。

○議長（逢見輝続君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第30号 古平町空家等の適切な管理に関する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第31号

○議長(逢見輝統君) 日程第15、議案第31号 特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(松尾貴光君) ただいま上程されました議案第31号 特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

議案68ページ目をお開きください。本件は、特別職で非常勤の職員に先ほど議決されました古平町空家等の適切な管理に関する条例に規定する空家等対策計画の作成、変更、空家などに対する措置の実施に関する事項を審議するため、学識経験者等で組織する空家等対策協議会委員の報酬、月額5,000円を定めるものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほど、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長(逢見輝統君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第31号 特別職で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第32号

○議長(逢見輝統君) 日程第16、議案第32号 特別職の職員の給与の支給の特例に関する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(松尾貴光君) ただいま上程されました議案第32号 特別職の職員の給与の支給の特例に関する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

議案70ページ目をお開きください。本件は、平成29年10月24日に町内を副町長が自家用車で走行中、前方不注意のため相手方車両に衝突、相手にけがを負わせる人身事故を起こしました。地方自治法施行規程第13条に規定する職務の内外に問わず公務上の信用を失うべき行為があったときに該当するため、副町長の平成30年7月分及び8月分の給与を副町長の給料月額に100分の10を乗じて得た額を減額するものでございます。

なお、特別職の職員懲戒審査委員会を平成30年5月30日に開催し、議決を得ておりますことを申し添えます。

施行期日は、公布の日でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第32号 特別職の職員の給与の支給の特例に関する条例案を採決いたします。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 報告第1号

○議長（逢見輝統君） 日程第17、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本案について報告を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました報告第1号 繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

議案72ページ目をお開きください。本件は、平成29年度の一般会計に設定いたしました繰越明許費1件について、翌年度、平成30年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、役場庁舎等建設関係事業、金額1,361万2,000円のうち1,301万4,000円翌年度に繰り越したものでございます。財源については、全額一般財源でございます。

以上で繰越明許の説明を終わります。

○議長（逢見輝統君） 報告が終わりました。
ここで質疑があれば許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、以上で報告第1号 繰越明許費繰越計算書について報告を終わります。

◎日程第18 諮問第1号及び日程第19 諮問第2号

○議長(逢見輝統君) 日程第18、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、日程第19、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○副町長(佐藤昌紀君) ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由を述べさせていただきます。

本件は、法務大臣が委嘱する本町の人権擁護委員のうち、田畑正氏の任期満了による同氏の再任の推薦に関するものであります。人権擁護委員法第6条により、委員の推薦は議会の意見を聞いて推薦しなければならないこととなっておりますので、本提案となっております。

記としまして、住所、古平郡古平町大字浜町60番地、氏名、田畑正、昭和28年6月8日生まれ。

参考にもございますが、現在の任期が平成27年7月1日から平成30年9月30日までとなっており、今回の推薦は4期目となります。同氏は、現在社会福祉委員、食品衛生協会役員、町内会役員として活躍、高潔な人格と広い識見により社会の実情に通じており、人権擁護委員にふさわしい方と存じまして推薦するものでございます。

続きまして、75ページをお開き願います。諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本件は、法務大臣が委嘱する本町の人権擁護委員のうち、杉本幸子氏が任期満了に伴い、一身上の都合により退任、継続しないというお話がございました。そこで、新たな委員を選考した結果、高見純子氏の推薦に至ったものでございます。人権擁護委員法第6条によりまして、委員の推薦は議会の意見を聞いて推薦しなければならないこととなっております。

記としまして、住所、古平郡古平町大字浜町370番地、氏名、高見純子、昭和32年9月13日生まれ。

同氏は、現在社会福祉委員として活躍しておりまして、高潔な人格と広い識見により社会の実情に通じており、人権擁護委員にふさわしい方と存じて推薦するものでございます。

以上、諮問第1号、第2号の説明をさせていただきました。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いいたします。

○議長(逢見輝統君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時07分

再開 午後 1時08分

○議長(逢見輝統君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑、討論を省略することとして差し支えございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略することに決定いたしました。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、異議ないものとして答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については異議ないものとして答申することに決定いたしました。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、異議ないものとして答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については異議ないものとして答申することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時09分

再開 午後 1時10分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第20 選挙第1号

○議長（逢見輝統君） 日程第20、選挙第1号 後志教育研修センター組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

後志教育研修センター組合議会議員に岩間修身君を指名いたします。

お諮りします。岩間修身君を後志教育研修センター組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました岩間修身君が後志教育センター組合議会議員に当選いたしました。

◎日程第21 発議第2号

○議長(逢見輝統君) 日程第21、発議第2号 町長の専決処分事項の指定についてを議題といたします。

本案提出に当たり、議長に提出された条例案の提出者の提案理由を参考までにお配りしました。

よって、本案は会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

質疑、討論を省略することとして差し支えございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略することに決定いたしました。

これから発議第2号 町長の専決処分事項の指定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 発議第3号

○議長(逢見輝統君) 日程第22、発議第3号 庁舎等建設調査特別委員会の設置に関する決議案を議題といたします。

本案提出に当たり、議長に提出された条例案の提出者の提案理由を参考までにお配りしました。

よって、本案は会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、発議第3号は提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

質疑、討論を省略することとして差し支えございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略することに決定いたしました。

これから発議第3号 庁舎等建設調査特別委員会の設置に関する決議案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時14分

再開 午後 1時18分

○議長(逢見輝統君) それでは、再開いたします。

◎日程第23 陳情第1号

○議長(逢見輝統君) 日程第23、陳情第1号 「生活保護費の一方的減額に関する要望意見書」(案)採択を求める陳情書を議題といたします。

総務文教常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されております。

お諮りします。本案に関する委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定により省略することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号については委員長報告を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第1号は、お手元にお配りした委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号 「生活保護費の一方的減額に関する要望意見書」(案)採択を求める陳情書は採択することに決定いたしました。

◎日程第24 陳情第2号

○議長（逢見輝統君） 日程第24、陳情第2号 「カジノ推進法は廃止し、具体化する実施法の断念を求める意見書」（案）採択を求める陳情書を議題といたします。

産業建設常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されております。

お諮りします。本案に関する委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定により省略することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号については委員長報告を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第2号は、お手元にお配りした委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号 「カジノ推進法は廃止し、具体化する実施法の断念を求める意見書」（案）採択を求める陳情書は採択することに決定いたしました。

◎日程第25 陳情第4号

○議長（逢見輝統君） 日程第25、陳情第4号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書を国に提出することを求める陳情書を議題といたします。

陳情第4号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第4号を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書

を国に提出することを求める陳情書は採択することに決定いたしました。

◎日程第26 陳情第5号

○議長（逢見輝統君） 日程第26、陳情第5号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める陳情を議題といたします。

陳情第5号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号につきましては委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第5号を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める陳情は採択することに決定いたしました。

◎日程第27 陳情第6号

○議長（逢見輝統君） 日程第27、陳情第6号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情を議題といたします。

陳情第6号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第6号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第6号を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第6号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める陳情は採択することに決定いたしました。

◎日程第28 陳情第7号

○議長（逢見輝統君） 日程第28、陳情第7号 「ケアプラン点検による利用制限、ケアプラン有料化に反対する意見書」（案）採択を求める陳情書を議題といたします。

陳情第7号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第7号については委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第7号を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第7号 「ケアプラン点検による利用制限、ケアプラン有料化に反対する意見書」（案）採択を求める陳情書は採択することに決定いたしました。

◎日程第29 一般質問

○議長（逢見輝統君） 日程第29、一般質問を行います。

一般質問は、寶福議員、高野議員、工藤議員、堀議員、真貝議員の5名です。

なお、一般質問は議会運営委員長より報告のとおり一問一答方式で行い、質問回数は質問ごとに3回までですので、ご注意願います。

順番に発言を許します。

最初に、寶福議員、どうぞ。

○5番（寶福勝哉君） 幼児センターの管理体制についてお伺いしていきます。

幼児センターの管理体制について、去る5月の新聞に一枚のビラが挟まっていました。そのビラを読んでみると、幼児センターみらい管理体制というタイトルに、サブタイトルとして所長、事務、公務補3人から一気に所長1人だけに減らすという内容のことが書かれていました。また、幼児センターみらいには、不審者対応のかなめとなる公務補がないことから、不審者に対してにらみがきかせにくいともありました。さらに、地震や津波対策の対応がまともにできないという内容もありました。このような不安をあおるようなビラが出回ったというのは、町の責任が大きいところかと思えます。私の家庭を含め、幼児センターに通う子を持つ親からしてみれば、非常に不安の声も私のほうにも入ってきますし、この場でそういった親御さん、幼児センターを利用する、これから利用しようと考えている家庭に対しての町からのお考え、お答えを伺いたいと思っています。

1つ目、まず最初に役場の人事異動に関する施設の運営について伺っていきます。4月の人事で非常勤の公務補1名、臨時の事務職員1名を幼児センターから減員した理由とは何か、その減員に

よって管理運営上の問題は生じないのか、減員してから3カ月経過していますが、その間及び現在の運営状況はどのようになっているかお答えください。

2つ目に、不安視されている危機管理体制についてですが、近隣の保育所や民間の認定こども園を調べたところ、公務補は配置されておらず、避難が必要な災害が生じた場合は当然職員全体の対応となりますので、何の問題にもならないという状況でありました。しかしながら、当町の認定こども園の場合はこれまで配置されていた公務補が空席になるというわけですし、災害時の非常配備体制などの役割に穴があくのではないかと父兄にとっては不安に感じるころだろうと思っています。そこで、伺いますが、これまで配置していた公務職がいなくなったとしても、施設の危機管理体制に問題は生じないのか、職員全体の体制と役割を交えてお答えいただきたい。

最後になりますが、昨今社会的問題となっている待機児童についてですが、まず当町における待機児童の状況はどのようになっているのか。また、去年は例年よりも10人多い出生と配られたピラには書いておりましたが、確かに25人と例年よりも多く、少子化が叫ばれている当町においては非常に朗報ではあります。私は、このことは公務補の配置とは直接関係ないと思っているのですが、疑問に思うことは認定こども園の運営として認可基準上、職員定数上、施設の面積、基準上のことが将来的に問題とならないのか伺いたいと思います。

以上です。

○町長（貞村英之君） 寶福議員の一般質問にお答えいたします。

このような質問をしてくれてまことにありがとうございます。ピラが入ってきたときは、ちょっと多分父兄の方も不安に思っているだろうなと思って、どのように伝えていくかなと考えていたところなのですが、今回質問していただいたので、非常にありがたく思います。どうもありがとうございます。

まず、質問にお答えいたしますが、4月1日から公務補、事務職員が減員となったということですが、臨時事務職員の1名の減員理由についてでございますが、平成27年4月から平成30年3月に配置した所長、これは教育の充実を目的として定年退職した教職員の方を再任用いたしましたところでございます。教職員でございますから、予算要求ですとか、予算の執行、補助金の交付申請とか、ちょっと苦手な面がありまして、事務的な行政手続の補完ということ、補助的に28年4月から臨時事務職員を配置、その際産休等で手薄になっていた保育士の補完業務、これについては従事研修を受講させて従事していただいたところでございます。それが平成30年4月からは産休も解消されまして、2名復帰いたしました。さらに、保育士、先ほどそこで挨拶いたしました保育士1名新規採用して保育環境の充実を図ったと。また、所長も役場のベテラン事務職を配置したということで、臨時の事務職員の配置はもとに戻したということでございますので、このような経緯にございます。

また、非常勤の公務補のほうですが、公務補の職というのはご承知のとおり園の環境整理、つまり玄関の開閉ですとか清掃、それから物置の整理整頓ですとか雑務に従事するわけですが、1人工では大変、1人工要らないのではないかと、不要でないかということでございます。調べたところですが、ほかの町の状況とか、小樽市の認定こども園とか私も調べてみましたが、公務

補なしとか公務補を1時間とか2時間とかで暫定的に雇っているところが結構あるというところで、大体職員をあわせてそういう清掃とかの雑務はやっているというところがほとんどでございまして、公務補を朝例えば30分とか、夕方に1.5時間、これ余市ですけれども、そういうところもございまして、あと3時間だけとか2時間だけと、そんな状態でございます。1人工必要ないのではないかとということで、当町も1施設1人工という、1名という配置の概念を取り払って、文化会館とか複数施設を横断的に作業してもらおうという考えのもとに今までのやり方を見直しましても十分可能と判断したところでございます。こういう経緯で公務補、事務職員が減員となったと。

管理上の問題ですが、そういうことでございますので、基本的には問題ないと思っております。現在までですが、本務とは言えないというようなものが仕事ふえるので、文句は聞こえてきております。ただ、私は自分の仕事の範囲、そういう雑務も含めて自分の周りの仕事の環境整備は自分でやるべきと思っていますし、今回調べたこども園にしても大体保育士が自分でやっているところもあるわけでございますから、十分できると思っているところでございます。

また、保育士の体制ですけれども、保育業務というのは保育士今正職員8人います。臨時が3人いますので、11名、それに所長いますので、12名です。さらに、代替の保育士も3名確保しておりますので、十分努めて保育できるのかなと。人員的にも国の保育基準は大きく上回っている状況でございます。

次に、公務補がないことに対する危機管理体制ですが、ただいま述べたようにそもそも公務補の仕事というのは施設の軽易な管理業務のみでございまして、警備的な業務は含まれておりませんし、強いて言うと戸の開閉ぐらいが警備業務に当たるのかなと思いますけれども、不審者に対するにらみなんていうものは全く含まれていないところでございます。暴漢等に対しては、今職員に対する対応研修の実施とか、対応器具も設置して対策を講じております。このごろは、とかく女性の占める割合の多い職場に対しては外見上や体力上の判断から男性というものを存在を重要視する意見もございましてけれども、非常事態に必ず男性がいるというわけでもございませぬし、このようなことで対応しているところでございます。また、地震とか津波とか、そういう緊急な避難が必要となるような危機管理体制時についてちょっと心配されているのかなと思うのですが、避難訓練を見てもらってもここも入っておりませぬし、このような非常配備体制に非常勤の公務補は含まれていないマニュアルとなっております。また、保育園では、センターでは一度に何人もの園児が乗車できる移動用具も備えておりますし、所長筆頭に職員全体でももちろん非常体制を確保しているところでございます。

最後に、待機児童の関係でしたか。待機児童の現状ですが、4月1日現在零歳児で1名の待機、これは条例定員というものも詳細を規定してありまして、零歳児が2名ということで、1名が足りないということでございますが、お聞きになっておりました認可上、基準上とか、条例基準上、面積基準上のことをちょっと申し上げますが、配置基準上の話でございまして、今園児49名でございますが、法定職員数単純に計算しますと4名で足りません。それから、4名と申しましても教室ごとに配置するわけで、それを1個1個切り上げていったとしても5名であれば法定人員は足りるというところでございます。今現在先ほど申し上げたように8名と3名がいて11名、それに3人の代替い

ますので、配置基準上の人数は過配置という状況になろうかと思えます。それから、認可基準上ということでございますので、面積、これも零歳児で1人当たり3.3平米、1、2歳児で1人当たり1.98平米でございますので、これも十分足りているところでございますので、条例をちょっと直せば受け入れは可能ではないかなと。また、条例定数上でございますが、保育士の条例定数は職員全体として町長部局全体の中で管理されておりますので、65名の中に含まれているところでございます。とし1名増員いたしましたので、町長部局の定数が1名食われているわけでございますが、そういうことで今のところは心配なくやっていける体制でございますので、父母の方にはご安心していただきたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○5番（寶福勝哉君） 答弁についておおむね理解できました。非常にわかりやすく、自分自身も納得できました。

1点気になる点としては、その対象となる親御さんに対するの周知方法なのですが、僕らでやっている議会広報でもこの質問、答弁の掲載はされていくと思うのですが、残念ながら広報を100%読まれているかと考えると100%みんな見ていないのが現状かなと思えます。それで、例えば幼児センターを利用している、また今後利用対象となる家庭に対しての、例えば封書での今の町長の答弁の内容をまとめたものなり、そういった周知の方法を考えていったほうがより親御さんたちも安心して幼児センターの利用ということに関して考えていけるのかなと思うのですが、それについての答弁お願いいたします。

○町長（貞村英之君） おっしゃるとおりなのですが、なかなかそこまでは考えつかないところでございますけれども、今後周知の方法についても考えていきたいと思っておりますので、ちょっとこの辺はご理解願いたいと思えます。

以上でございます。

○議長（逢見輝続君） それでは次に、高野議員、どうぞ。

○8番（高野俊和君） 冷水川の雑草除去と、ここに歩道と書きましたけれども、実はこれ堤防でありますので、訂正願います。手直しについて、また川底に堆積する土砂の除去及び川の上に茂る雑草除去の要望でありますけれども、冷水川の土手依いに茂る雑草の除去につきましては毎年お祭り前に行われており、本年度もぜひお願いをしたいと思えます。

また、歩道の整備につきましては、8年ほど前になると思えますけれども、傾斜部分やくぼみで雨のたまる部分など簡単な手直しをやってもらったことがあります。歩きやすいということで、大変町民の方に喜ばれました。できれば考えていただきたいというふうに思っております。

それとまた、川底に堆積する土砂、川の上に茂る雑草の除去につきましては、平成27年度に古平川水系河川整備計画検討委員会が当町で開催されたときに担当部局の小樽建設管理部の担当者、余市治水係長などに現場を見てもらい、整備のお願いをしたことがありましたけれども、冷水川の場合、改修河川ではなくて維持の範囲ということでした。優先順位や予算の関係もあるということでありましたけれども、どうしても必要な箇所につきましては地元の話も聞きながら部分整備をするということも可能ですということで、担当の余市出張所にご相談くださいということでありました。

これらの話を考え、総合いたしますと、行政でアピール、また地元の声を常に発信するというのも大事なことというふうに感じました。今すぐというのはなかなか難しいと思いますけれども、古平町としても機会あるごとにお願ひしていただければと思いますけれども、町長、どうでしょうか。

○町長（貞村英之君） 高野議員のご質問にお答えいたします。

冷水川のまず堤防の関係ですが、古平冷水川というのは2級河川の支流で、北海道、道が管理している河川でございます。堤防の草刈りは、例年どおり祭り前に1回だけ実施する。これというのは、維持管理上、予算の関係で、各河川たくさんありますので、1回しかできない予算しかありませんということで、うちの場合はお祭り前にやるということになっております。

それから、堤防の管理道路ですが、これ道路法上の道路でないので、人通れないはずなのですが、通ってもいいのですけれども、河川の管理道路ということで、河川を管理するための道路でありますので、多少でこぼこしていても補修はしないということでございます。管理上問題となるような大きな穴があいたときはその都度補修すると申しておりますが、補修を目的としたことはしないということでございますので、そのやるときにやってもらうような形しかないのかなと思っておりますので、ちょっと機会を見るために、その機会をうまく利用できるような言い方はしていきたいと思っております。

それから、川底の土砂ですけれども、まず雑草の除去というのは数年前から毎年要望してきたわけでございます。昨年度は、古平川の本流からの合流点から3条橋まで土砂除去していると聞いております。本年は、ここからまた300メートル程度実施できるのではないかなと聞いておりますので、一遍にはできませんが、また予算のつき方次第ではどうなるかわかりませんし、景気対策等もあれば別なのかなと思いますけれども、徐々にでも少しでも予算に合わせてやっていきたいという考えでございます。また、川の上の雑草ですけれども、木とかであれば除去するのですが、雑草は余り流れに関係ないので、除去していないということでございます。こういうことは、権限上本町の権限ではなくて建設管理部の権限となっておりますので、機会あるたびにとは、なかなかこういう細かいこと忘れてしまいますので、言えませんが、気がついたときには要望していきたいですし、道の北後志地域社会資本整備推進会議であるのですけれども、そういう中ででも要望できるようにあればしていきたいなと考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

以上でございます。

○8番（高野俊和君） 何となくわかってはいたのですけれども、堤防の整備につきましては単独の予算ではなかなか厳しいということも聞いておりましたし、余った予算というところちょっと言い方変ですけれども、いろんな予算を回してやってもらっているというのは聞いていましたので、そういう機会を捉えてぜひまたお願ひしたいというふうに思っております。

また、川底の堆積する土砂の除去、その辺につきましても先ほども言いましたけれども、担当の職員に伺ったところ、このような河川というのはもう全道あらゆるところであって、順番をつけながらやっているのだけれども、なかなか実際進まないというのが本音だということでありましたので、今回貞村町長さんはこのような経験もかなり道におりましたので、豊富だし、いろんな知識もあると思うので、改めて言いましたので、ぜひ機会がありましたらお願ひをしたいと思っております。

ども、再度答弁をお願いしたいと思います。

○町長（貞村英之君） 申し上げたとおり、機会があればいたしますが、予算上は公共関連単独事業というくくりで全道の枠でございますので、なかなか進んでいかないのかなと思いますが、機会あるたびに要望は、うちの困った事情だけは言っていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（逢見輝統君） それでは次に、工藤議員、どうぞ。

○9番（工藤澄男君） 最初の質問なのですけれども、これ私も非常に悩みまして、ですが実際に診療してもらった方々と結構な数で会いまして、そしてこういうような話になったので、とりあえずまずやります。

海のまちクリニックについて。医師2人体制になり、町民も非常に安心しておりました。最近医師の言動や態度が嫌いになり、別の先生や他の町の病院で治療をしてもらう方が何人もいるそうです。町では、この点を把握しているでしょうか。

○町長（貞村英之君） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

海のまちクリニックについてでございますが、町民とか各関係機関からの申し送り等によって把握して、事実関係を検証中でございます。私も本人にはお会いしたことがありますし、確かにつっけんどんな感じもいたしますが、腕は確かだと聞いているところでございます。なかなか名医は人柄とは余り関係ないと思いますが、かかりつけ医でございますので、やっぱり患者さんの話をちゃんと優しく聞くことも大切なのかなと思うところでございます。いずれにしても、当該医師に対するよい内容についても悪い内容についても精査中でございます。改善できる点があるのであれば、指定管理者である恵尚会のほうに申し入れして改善を促したいと思っているところでございます。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） この議会、名前は言いませんけれども、議員の中でもそういう扱いというか、対応をとられた方も何人かいるようですし、実際に一回かかったらもう次はかからないと。そして、違う先生のほうへわざわざそれを避けていっているような人が結構いるのです。ですから、どうも個人攻撃するようで私嫌なのですけれども、実際にそういう人がたくさん出てきている状態なものですから、今回これ質問したのです。だから、どうやればいいのかというのは私もよくわかりませんが、そういうのが実態なのです。それで、結局今度別の先生のほうで診てもらった方の一例を申し上げますと、子供が腕が痛いということで行ったらいいのですけれども、やはりわからなかったそうです。それで、まずよその病院へ行ってくださいということで行ったら、腕が骨折していたとか、実際にそういう例もあるのです。だから、これ町長でも面と向かってこうせい、ああせいということはなかなか言えないのだろうとは思っただけけれども、少しでもせつかく2人体制で内科、外科コンビでそろったのですから、それがうまく回れるような方法があればいいと思うのですけれども、もう一度町長、お願いします。

○町長（貞村英之君） 再質問にお答えいたしますが、医師については我々直接の雇用者ではないので、医師に対して直接物を言うことはないと思います。やはり指定管理者である恵尚会のほうに

事実かどうか今の内容を確認して、申し入れなり改善なり要求してまいりたいと思っております。
以上です。

○9番（工藤澄男君） まず、この点はよろしくお願いたします。

それでは次に、避難道路についてですけれども、沢江町の避難道路は町が階段を別々に2カ所つくりまして、そして先日見てきたのですけれども、草で階段がまるっきり両方とも見えない状態がありました。草刈りをしなければせっかく避難道路としてつくったものが意味がなくなるのではないかと思うのです。他の町内にも避難道路各箇所にあります。それも含めて草刈りなどの検討をしていただければいいと思うのですけれども、町の考えはどうでしょうか。

○町長（貞村英之君） 避難道路の件についてでございますが、町内における津波に対する指定緊急避難場所への避難路、これについては年2回程度、7月ごろと9月ごろに草刈りを行っております。また、風とかによって倒木等がございましたら、都度維持管理も行っております。今回も例年同様に草刈りはやっていきたいと思えます。ただ、避難路ですので、災害対策基本法に規定されておりますが、住民等の責務というものもございまして、他の町で、私のもといた町でもやっているのですが、一人一人がみずから取り組むことを自助といいます。それから全体で町内会みたく地域、身近な人同士が助け合って取り組む共助という制度もありますし、あと我々がやる公助と。これを組み合わせて管理していかなければ、とてもではないけれども、避難路全体を管理することは難しいと思えますので、町としてはやることはやりますが、少し自助、共助ということも考えていかなければならないのかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） 避難路は、大抵今まであった道路を利用して避難路にしているのがほとんどなのです。ただ、沢江町の場合だけは町でお金をかけまして、わざわざ階段2カ所をつくって高台に避難場所を用意したと、そういういきさつもあります。実際に2回やっているというのですけれども、私余り見たことないです。大体うちの町内にも避難道路はありますけれども、刈ってもらったことは一回もありません。私がほとんど、年に二、三回ほど刈るのですけれども、ですから本当にどこを年に2回やっているのかというのはよくわからないのです。せいぜい沢江の場合は、私何年前にもこれ質問したことあるのです。実際に春先というか、雨の多い時期に見に行きましたら、もう背丈ほどの草が入りに伸びていて、階段上がることなんてとてもできるような状態でないことがあったのです。ですから、やはり特別につくった道路でなく、現存している道路であれば草刈りというのは意外と簡単にできるのです。あとはやる気の問題だと思うのですけれども、どうでしょう。

○町長（貞村英之君） 草刈りについては、今申し上げたように2回確かにやっておりますので、見たことないとかと言われても、やっているものを一回一回きょうやりますと言わなければならないわけでもございませんし、確かに2回やっておりますので、それ以上対応するとなるとなかなか難しいこともございます。ただ、見て回って余りにもひどい場合は追加してやることもあろうかと思えますので、先ほど申しましたように住民の側としても少しは協力していただきたいなと思っております。災害対策基本法でも書かれておりますので、今後とも協力しながらや

っていききたいなと考えているところがございます。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） 今町長言ったみたいに地元、地元で協力できればいいのですけれども、たまたま私は一応町内にありますので、私の暇を見てやっていますけれども、前に一度総務課長でしたか、一緒にたしか歩いたことあったと思ったのですけれども、そのときはもう刈らなくてもいいところまで刈って、実際に今うちの町内の避難道路は2カ所から上がれるようにして、最終的には正隆寺さんの裏にたどり着けるように草刈ってあります。そして、正隆寺さんのほうにも万が一あの辺から人が上がってきたときはお願いするというところまで話しして、ですから避難道路というのはやはりすぐ目の前に、ここには会館があるのですけれども、会館と、それからほほえみくらすに上る道路の真ん中のほうからの住民から出たのです、うちの場合は。それで、真ん中に避難道路というものをつくってもらったのですけれども、それももともとある道路なので、そういう道路ですからやろうと思えばできるのですけれども、なるべくまず町民がすぐそばで逃げれる避難道路ということで、これからもそういう点、検討していただきたいと思います。

○町長（貞村英之君） 何回も同じことを答えるようですが、維持管理については定期的にやる分と見て回ってひどいときには臨時的にやること、2つ組み合わせるやっていくしか方法はないのかなと思いますので、あと余りにひどいときはやっぱり住民の方も町内会として協力願っていただきたいなと思っているところがございますので、よろしくお願いたしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（逢見輝続君） 一般質問の途中でございますが、ここで15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時13分

○議長（逢見輝続君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、堀議員、どうぞ。

○6番（堀 清君） 今回は、7月に琴平神社例大祭挙行するような形になっているのですけれども、そういう中で祭典に対する町側の対応というような中で質問をいたしたいと思っております。

まず第1番目に、ことしになってから町側として祭典に対する寄附、献酒等々の禁止というものが出されました。それについて、結果的には去年からそれは叫ばれていたことなのではございますけれども、ことしになってそれが現実化したという中で、町側の考え方を聞きたいと思っております。

それと第2番目に、町の職員の方々にとりあえずやっこを祭典に出してもらっていたのですけれども、ことしの場合には何かさまざまな行事等々があって人員の確保ができないということで、ことしは出されないというような形を聞いていますけれども、今後の対応としてはどうなのかということと、それと第3番目なのではございますけれども、これは私が議員になる前に琴平神社の経営が大変だということで、町側に寄附を仰いでくれないかという経緯で町側が最終的には保存会というような形をつくりまして、それに対して助成金を出してくれたという経緯あるのですけれども、現在はそれも

のは助成金等々は実行してもらっていないのですけれども、今後の対応としてはどのような形で考えているのかを伺いたと思います。

○町長（貞村英之君） 堀議員の一般質問、琴平神社、恵比須神社も含めての例大祭に対する対応についてでございますが、私結構このことについては自分自身の中で葛藤ございまして、法的にどうなのかというところで、去年は来たときはよくわからなかったのですが、残念ながら私は道庁時代に総務部にいたときには当然宗教関係を所掌しているところの次長でございましたので、よくこれらのことは知っておりますし、去年来たときに行列について歩いてくれと。潮まつりのような町のイベントだから歩いてくれないかということで祭りに参加したところでございますが、実際のところ観光イベントとは全然ほど遠く、もちろん道のイベントガイドにも載っているわけでもございませぬし、極めて宗教的な色彩が強いものであるものですから、公職として、また地方公共団体の役所として対応について、ちょっと違法性について部下に今回確認させたところでございます。このようなことでございますので、町内から私と部下に対して誹謗中傷的な言葉が発せられたのは聞こえてきておりますが、あくまで私の指示でございますので、部下には一切関係ございませぬので、そのようなことを言っている方にはそのようにお伝え願いたいと思います。

まず、1点目ですが、法人という役所として、公的機関としてどうなのかということでございますが、まず地方公共団体として例大祭としての対応についてでございますが、神社及び神社の祭りに対する寄附、いわゆる祝儀とか玉串料と言われているものでございますが、それと献酒、この行為が憲法の、皆さんも憲法中学校のときからやっていると思うので、わかると思いますけれども、第20条第3項で禁止されている宗教活動に当たるかどうかということと憲法第89条で禁止されている宗教上の団体や宗教上の事業に対する公金支出に当たるだろうか、当たらないだろうかということが争点になろうかと思えます。簡単に申し上げまして、誰が見ても宗教行為にはかならないわけでございます。こう申し上げても神社関係の方々、町の無形文化財だからという理由で宗教ではないというわけでございますが、ここに宗教に対する公金支出、それから公共財産の貸し付けなどの便宜供与についての訴訟の例がございますので、平成に入りましてその判例が続々と出されております。

ここで紹介して、ちょっと説明させていただきますが、行政としてもこのような判例を解釈に基づいて判断するしかないので、申し上げますけれども、まず古平神社に対する寄附行為と同様の事例ということで探したわけですが、平成9年4月2日の最高裁判例として愛媛県玉串料等訴訟判決、これがございます。これは、愛媛県という公共団体が公金によって玉串料や祝儀などを奉納したことに対して行った、その行為がどうなのかということで争われまして、1つ、裁判官の、最高裁ですから最後になりますが、一般人が社会的儀礼にすぎないと評価しているとは言えないと。奉納者においてもそれが宗教的意義を有するものであるという意識を持たざるを得ないというのが1点の理由です。もう一つは、県という地方公共団体が特定の宗教団体の間だけに意識的に特別なかわり合いを持ったことを否定することができないという理由がもう一つございます。特定の宗教団体とかかわりを持っているということは否定できません。それから、県という地方公共団体が特定の宗教団体を支援し、それらの宗教団体が特別なものであるとの印象を一般人に対して与えて

いると。まさにこれです。それから、一般人に特定の宗教への関心を呼び起こすものと言わざるを得ないなどというこれらの事情を考慮すれば、その目的が宗教的意義を持つことは免れず、その効果が特定の宗教に対する援助、助長、促進になると認められるということでありまして、憲法第20条第3項に禁止する宗教活動に当たる。また、本件の支出は憲法第89条の禁止する公金支出にも当たるという判決が出されております。

ほかにも津地鎮祭訴訟判決、これは昭和52年7月13日、最高裁、これも大法廷判決でございます。それから、さきの砂川市の空知太神社の市有地神社無償使用違憲訴訟判決、これは平成22年1月20日、最高裁大法廷判決、これを見ましても憲法第20条第3項、憲法第89条の適用についての判決がこれら多々出ております。ただ、基本的に言えることは皆同じです。一般の人の目から見て、一般人から見て地方公共団体が特定の宗教団体、神社ですね、ここでいえば。その活動に対して特別の便益を提供または援助していると疑われても仕方ないようなもの、これは違憲であると。憲法違反ですと。要は犯罪であるとされているところでございます。

そのような判例をもとに、琴平神社例大祭も恵比須神社例大祭についても判断しなければなりません、まさに宗教的儀礼を伴っていると。宗教上の祭りであると。それから、本町の無形文化財にあるなしに、こんなものにかかわらず、公金からご祝儀を支出すること、献酒を行うことというのは、まさに一般の人から見て地方公共団体が特定の宗教団体、その活動に対して特別の便益を提供または援助していると疑われるということでございますので、憲法第20条第3項、89条の規定に違反するものでありまして、こういうことであればこれはなかなか公金として支出することはできませんということで、今回取りやめた次第でございます。

きのう小樽市の市議会で、市長が公用車を使って龍宮神社のお祭りに参加の挨拶に行ったということで、小樽市の市議会空転いたしました。きょう「小樽ジャーナル」というインターネット雑誌ありますので、そこで見てもらえば一部始終出ておりますが、うちとは全く逆で、そういうことをやっていいのかという議員の質問に対して、それはだめではないかという議員の質問に対して紛糾しているところでございますので、非常に参考になると思いますので、皆様方見ていただければ一部始終はわかると思います。ぜひ見ていただきたいと思います。

ただし、こういうことで役所としても犯罪であるならばやめましょうかということでやめたところでございますが、ただこの2つの祭りについては町民の皆さん大変楽しみにしている行事でございます。うちの管理職の皆さんが協議して、管理職も気にしてございますので、地方公共団体とは性格が異なる役場の管理職会というところが主体となって、引き続いて役場前での献酒を行うと聞いているところでございます。それは、管理職の皆様方に感謝いたしたいと思っているところでございます。

以上で役場の関係の公的な公金の支出の関係でございますが、私とか議員の皆様については、前に通知しましたとおり神社等の宗教団体、こんなもの関係ございません。選挙民に対して行う寄附、それから町内のイベントや会やお祭り、そういうものに対する寄附行為、献酒等の行為は、こっちは憲法ではなく公職選挙法上禁止されておりますので、そのことはさきに通知したとおりでございますので、ご留意願いたいと思います。

次に、やっこの対応についてでございますが、やっこについてはもう私別に命令したこともございませんし、役場の職務ではございませんので、命令する権限もございません。ただ、去年は職員はやっこについては職員の若手有志が自主的に参加しているところでございます。これまでも衆議院選挙必ず7月でございますので、そういうときは当然参加できなかった場合もあると聞いております。今年度につきましては、高速道路の開通イベント、これに出席しなければなりませんし、京極町との広域連携のイベントの開催と日程重なっておりますので、これに出なければなりませんので、約10名ほどの職員が公務としてイベントに参加するということになっておりますので、人員の確保ができないので、参加したくても参加できないと聞いているところでございます。それに対して町長から言えとちょっと圧がかかったところでございますが、これ私の権限でございませんので、言うことはできません。いずれにいたしましても、町職員のお祭りの参加についてはまずは公務を優先させていただきたいと思っております。私が命令して出れということも、これは仕事でございませんので、できません。ということで、今こういう働き方改革というものがさんざんわあわあ言われている中、このようなことを言うてくる自体がおかしいのではないかなと思っているところでございます。やっこへの参加については、ちょっと後で聞く話ですが、やっぱり大変体力的にもつらいということでございます。そこら辺のことも頭に入れていただきたいと思っております。それから、あくまで私の命令ではできませんので、職員の有志の自主的な判断に任せたいと考えておるものでございます。

それから、みこしの保存会の対応についてでございますが、はっきり申しまして本町の琴平神社の例大祭とかのみこし、神社祭りのみこしですが、まさに先ほども申し上げましたとおり宗教的儀式を伴い、宗教的色彩も強いと私も去年出てわかりましたが、これは無形の指定文化財として観光上重要な行事であったとしても、町長という立場で保存会に参加することは難しいと考えています。ただ、ここも石川県白山市で訴訟になりました白山市長神社関連行事参列違憲訴訟判決、これ平成24年7月1日の判決でございますが、ここでは白山比咩神社のご鎮座2100年式年大祭の奉賛会発足式に市長が公用車で出席し、祝辞を述べたということが問題になったところでございます。この式は、市内の一般的な施設で行われまして、宗教的儀式は全く伴っていなかったと。市長として社会的儀礼を尽くす目的で行われたものであります。宗教的色彩を帯びない儀礼的行為の範囲内にとどまる態様のものであって、特定の宗教に対する援助、助長、促進になるような効果を伴うものでもなかったという判断がされまして、これは政教分離の原則に違反するものではないという判例も出ております。やり方ということなのです。ということで、こういう事例もありますので、今のままではまず無理だと思いますが、一概にだめとは私は思っておりませんし、私、役場一同お祭りをやめさせようとしているとかと言われておりますが、全くそういう気持ちはございませんので、そこら辺はご理解願いたいと思っております。

以上でございます。

○6番（堀 清君） さまざまな判例聞いてびっくりしているのですけれども、まず今回どうしてこのことを出したかということ、結構やっぱり町民感情としては去年までやっていたことがどうしてことしになってできないのだというような単純な形なのです。だから、ことしになって自分ら議

員会なんかでも寄附行為だとか、献酒だとかやめようということで、そこら辺は足並みそろえようということで決定はして、結果的にはことしからそういうような中で行動はとるのですけれども、町民は確かにそこら辺の規則だとか憲法だとかというのは決め事ですから、それはどうもならないことなのですけれども、やっぱり町が、町がというような中で考えているだとか、町にこういうことをしてもらいたいのだとかという要望がすごく強いところなのです。だから、そういう中でやっぱり町長がかわったら何よ、これというような形というのは、俺は本当は現貞村町長に対してもすごくマイナス面いっぱいだと思うし、そういうことを考えるからなおかつこういう場で町側に答弁したいなど、反省してもらいたいなどと思って出したのですけれども、規則だとか、そういうのは本当に十分私も理解しました。そういう中で町民に対してどのような行動をとったら理解できる行動なのかということもちょっと考えてもらいたいと思うのですけれども、その一つだけで結構ですので、再度答弁してもらいたいと思います。

○町長（貞村英之君） 再質問にお答えいたしますが、今のこれだけのものががんじがらめになっている中で私が今どのような行動をとったらいいのかというのは、もう法律違反を起こさないぞということしか頭にございませぬし、どうすればいいのかこちらからお聞きしたいぐらいなのですが、ただ一番最後の判例でもやり方によっては何とかなるのかなという明かりは見えていると思いますので、それに向けて本体が変わってこなかったら、これまず無理だと思います。これだけの判例がどんどん出ていて、砂川の神社のことも私空知支庁にいたときちょっとかんでいるものですから、あのときも判例出たのがつい最近ですから、何年もたつての話でございませぬが、やはり本体自体が変わってもらわなかったら我々はこれ以上の対応はできないのかなと考えております。やはり保存会というものがせつかくあるのですから、保存会の活動をちゃんとやっていただいて、そこら辺は保存会だからということで役場のほうに申し込んでいただくと。寄附金は途中でやめているのは、寄附というか、補助金やめているといいますが、今言ったとおりこれ全く補助金今のままでは出せませんので、この判例出た自体が補助金出した後でございませぬので、もうここまで突きつけられたらお金も出せませぬし、ちゃんと保存会としての役割を果たしていただければ出せると思います。例えば松前神楽ですか、あれも神社から波及しているものですし、小樽の潮太鼓もそうですよね。ただ、あれ船入ったら神社のお祭り関係なく太鼓たたいています。そういうようなちゃんとした活動をするのであれば、はっぴ買う、太鼓の革を張りかえるとか、そういう保存会としての活動に対しては考える余地は残されていると思います。

以上でございませぬ。

○6番（堀 清君） ありがとうございます。まず、神社側の体制という面では、本当に旧体制のまま現在まできていると。それは、私も直接神社の中に入り込んで行動をとっていますから、それは本当に十分に理解できるし、変えていかなければだめだという中で考えております。まずだから、そういう中で本当に新しい形の祭典の体制づくりというのをとりあえずは細部的な形ですけれども、精いっぱい頑張っていきたいと思いますので、その協力をしてもらいたいと思います。答弁は必要ないです。ありがとうございます。

○議長（逢見輝続君） それでは最後に、真貝議員、どうぞ。

○3番（真貝政昭君） 今のやりとりを聞いて、明確な憲法違反だとか熱い議論がなされましたけれども、1点目の核兵器廃絶運動に対する町長の姿勢というか、お考えについて伺います。

終戦間際に広島に原爆が落とされて約15万人の方が亡くなられ、それから長崎では約7万5,000人の方が一瞬にして亡くなられて、長崎の場合はその被爆でけがをされた方が約倍の15万人という大量殺りく兵器の投下事件が戦争中ありました。このことは、日本政府も長い間伏せていまして、ビキニ環礁での核実験で第五福竜丸の漁船員が被爆をして、このことが明るみに出て一気に核兵器廃絶の運動が盛り上がったと。当時有権者の6割を超える方がこの運動に賛同して署名をされたという、そういう経緯があって、一人のお坊さんでしたけれども、この核兵器廃絶の運動を全国に広げようということで、一人で平和行進という形で大衆に訴え、各政治家だとか自治体関係者に訴えて回ったのがきっかけで、これに賛同する被爆者だとか団体、個人が長らく運動を続けてきたという経緯があります。私も議員になる前からこの平和行進というのを知っておりまして、大分前になりますけれども、まだ議会に参画する以前でしたけれども、古平町民で毎年広島で平和大会というのが行われて被爆者の話を直接聞くだとか、それから今では国連の責任者が大会に参加して核兵器廃絶の運動に関心を寄せて、このたびのノーベル賞平和賞をその中心となった団体が受賞するというに至っております。国連でもこういう決議がなされて、運動はまだまだ続くのですけれども、私が議会に参画する以前から平和行進の方が来られまして、私が議会に参画してから皆さんそうですけれども、手弁当で行進をされる方を支えて、そして町長、議長、教育長の賛同を得て、そして支援金のカンパをいただいて見送ると、そういう活動をずっと続けてきました。このたびいつもようやくこの平和行進者をこの地域で支えているのですけれども、いろいろと不手際がありまして、伺う文書を出していなかったとか、いろいろありましたので、先日役場のほうに問い合わせをしたら、お金は出さないけれども、それでも来るのかという返事でありました。この平和行進のもともとの狙いというのは、核兵器廃絶に対する各自治体の長たちの理解を得ながら全国的にこの運動を広げて核兵器廃絶を目指す。このために、ことしは86歳の方が来られましたけれども、以前は被爆者の高齢な女性の方も古平町長たちと会ったこともあります。それで、お会いしていただきましたけれども、北後志5カ町村だけ見ても儀礼的な範囲で経済的な支援、カンパをするだとかということをしてきたのですが、古平の場合はことしから関知せずという対応をとられたのですけれども、貞村町長におきましてはこの運動に関心なのか、関知しないと、運動に関係しないという意思表示のためにそういう行動に打って出られたのか、その点まず伺いたいと。

それから、教育長は町長と足並みをそろえて教育の分野で動くという法律の改正がありまして、そこにはコメントを差し控えますけれども、町長と議会というのはやはり機関が違いますから、議長も知らない間に議長交際費の支出の内容にまで町長が口を挟むというのはいかがなものかと、越権行為ではないかというふうに考える次第なのですが、この点伺います。

○町長（貞村英之君） 真貝議員の質問にお答えいたします。

核兵器廃絶運動に対する私の姿勢についてでございますが、まず原水爆禁止国民平和行進、これ私受けました。ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名についてということで、これは5月の24日に私のところに来まして、趣旨に賛同して署名しているところでございます。そ

の際、たしか真貝議員も同席していたと思うのですが、もう忘れたのでしょうか。このようなことを言われるのであれば、そこまで言われるので、腹に据えかねるところでございますので、今後の対応についてもちょっと考えさせていただきたいと思います。

次に、協賛金につきましては、平成9年度の決算において単年度赤字決算となることから、30年度の予算編成においては各種団体の参加会費、負担金、これゼロベースで全部見直しを行っております。町に対する効果、そういうものを検討いたしまして、団体の会費、それから負担金、そういうものについては、いわゆるおつき合い程度のものについては数千円であっても脱退して削減している、そんなような状況でございますので、今回は何年かぶりに財調の取り崩しすら予想されている状況でございますので、さすがに公金からの支出ここまで大々的に見直している中で、そういう公金から支出理由も立たないものですから、辞退させていただいたという経緯でございます。

それから、越権行為ということでございますが、議長、教育長の署名、これ全然私関知しておりませんし、第一議長とか教育長に依頼していたこと自体全くわかりません。今初めて聞いた感じがす。多分町長部局の対応を見て各自判断されたと考えておりますし、ただ古平町としては皆さんご承知のとおり一般会計予算、予算1つでございますので、議会だとか教育長とか言わず一本で対応させていただきたいと思っておりますし、もしか来年対応するのであれば一本で対応するよう申し入れたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 大変残念です。あの運動に今回来られた中で、去年平和大会にみずから参加されて、そして今回の平和行進についてこられた方の今回の平和行進者に付き添ってという文書をかいま見たのですけれども、例年平和行進者、ペナントに各首長あるいは教育長、議長の名前を書いていただいて、この運動に賛同してもらっているということを会場いっぱい壁に展示をして、そして広く理解を得ているという、そういうアピールをしているそうです。それを見て、その数の多さに感動して今回参加している方もいらっしゃいました。しかし、運動というのはペナントの作成そのものでもすけれども、結構お金をかけてやっているのです。運動というものはそういうものです、資金が要りますから。数年前ですけれども、国連に核兵器禁止条約を批准を求めて小樽選出の花岡ユリ子元道議も代表として参加したことがありますけれども、私もそのとき5,000円彼女にカンパしました。高橋知事もその運動に賛同して賛同の署名をしたり、そして激励もしたりしているのです。だから、そういう運動そのものを支えるということは、自治体の長だとか、各団体の長の賛同を町民を代表して行っているという前提で私は受けとめてきた次第です。ちなみに、私が昭和58年に議会に参画して2年ほどたったころ、こういう核兵器廃絶の運動をする団体から陳情書が来まして、非核平和の町宣言という議決を全会一致で議決した経緯があります。それを受けて数年後に古平町も非核平和の町宣言というスローガンを看板に書いて、そして公道のところ立てかけている次第です。歴代の町長さんたち、教育長、議長さんたちの対応を見ても非常にこの運動を理解されてやってきたのですけれども、その点をぜひとも参酌をして考えてもらいたいと思うのです。

それと、経済的な、財政的なことをおっしゃいましたが、積丹町は数年前に財政破綻まではいかなかったのかもしれませんが、町職員の給与を1割カットしたりしながらも、こうい

う核兵器廃絶の運動には支援のカンパを出さないということはなかったのです。だから、本当に広く、大変だと思います、積丹町も。だけれども、そういう中でも町民を代表して支援するというのは大事なことはないかというふうに思うのですが、腹に据えかねるだとかという言葉が発することなく、いま一度考えていただきたいなと思う次第です。どうですか。

○町長（貞村英之君） 私は、別に趣旨に反対しているというわけではなくて、真貝議員が関知しないだとか、越権行為だとかと、そういうことをおっしゃるのであれば、実際に私が賛同して署名したところに真貝議員いらっしゃいましたよね。あれ何だったのですか、そうしたら。そういうふうに思わざるを得ないではないですか。ということで、趣旨には賛同します。ただ、今回負担金といますか、そういうお金は、寄附金みたいものは出しておりませんが、その中身についてはちょっと考えていきたいなとは思っていますが、そういうことを言われるのであればもう結局署名したこと忘れていたということですよ。それであれば別にやる必要もないのではないかなと思ったところで発言した次第でございます。ただ、ちょっと熱くなったところはおわびいたしたいと思いますが、この点につきましてはちゃんと対応させていただきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○3番（真貝政昭君） 私は、いつも平和行進者の窓口として町に対応して、町のほうの対応される責任者の方もそれなりに今まで長い間受け入れてくれたといういきさつからして、お金を出さなければ来る必要はないというようなニュアンスにもとれましたので、それと町長とお会いしたときにすぐさま、今までの町長とは違って即座に署名をいただくという状況ではなかったものですから、そういう感覚にとらわれた次第です。ちょっとしたいいきさつで食い違いがあるとすれば、今後の問題にもかかわりますので、この運動はなかなか前に進むようできて進まないのが現状です。被爆者の思いを後々に続けていくためにも、やはりもう戦争を知らない世代、それから親も戦争にかかわっていなかったという世代が今自治体関係者の中で広まっていますので、この核兵器廃絶の運動というのはなかなか時間と労力を要する問題であると思っています。私もいつまでこういう水先案内をやっていられるかちょっとわかりませんが、末永くこれからもかかわっていただきたいなと思う次第です。興奮しないでやっていきたいなというふうに思っています。

次に、2つ目の幼児センターの未満児対応の充実について伺います。3月議会の町政執行方針を改めていたのですけれども、少子化対策ということで長らく議会でも要望して、その時々町長のご判断で今の状況に至っている次第です。それで、シミュレーションを見ても子供たちの減少が右肩下がりですと減っていくのに、ここ数年の出生数を見ると横並びの状況なのです。これは、今まで古平町行政が行ってきた子育て世代に対する福祉、教育の充実というのがじわじわときいているのがこういう食いとめ方につながっているのかなというふうに思っています。それで、毎年聞くのですけれども、昨年の年度の出生数が例年よりも10名多い15名から25名にふえたというので、これは変化でないかというふうに捉えたわけです。と同時に、このふえた乳幼児をどのように町で手厚く見てあげるかということが人口減少問題に対する、過疎化に対する一つのキーポイントでないかというふうに考えております。今までの町長との討論では、なかなか今の施設ではこれ以上の未満児の対応は難しいような、そういう返答だったのです。だけれども、これを放置して人口減少問

題に立ち向かうということは考えられないのではないかというふうに考えています。

それで、公の施設でとりあえず難しいのであれば、また一気に25名になったという状況が突発的な状況であるとするれば、古平町が経営する認定保育園の規模を拡大方向という方向ですぐさま方向転換できないかもしれません。だけれども、認定保育園をつくるに当たって、保育のあり方がいろんなタイプがあるということを町側から議会に示されておりますので、緊急措置的な対応でもやはりふえた乳幼児に対する対応というのを早急に検討すべきでないかというふうに考えています。具体的なお話をすることになりましたけれども、町長の見解を伺います。

○町長（貞村英之君） 幼児センターの充実、機能の問題でございますが、先ほど寶福議員の質問にもお答えいたしました。基準上は確かに施設ですとか、そういうものは満たされているとお答えしたと思いますが、子供の中身というのですか、いろんな子供がおりまして、手がかかるお子さんもおりますので、俗に例えば法定では4名でいいですがと言いましたが、やはり手がかかる子供がいたらそれなりにふやさなければならないということで、今確かに11名の先生というか、保育士がいるわけでございますが、その中で今のキャパであれば対応可能かどうか検討してみないとわからないと思いますので、10名ふえたのがそのままどうなのかもちょっとわかりませんし、実態のところを来年、再来年中ぐらいに検討していかなければならないなど。これが続くようであれば、本当に真貝議員の言うとおりの形で拡充していかざるを得ないのかなとも思っておりますので、状況を見守って、予想されるところは今からもうちょっと考えていかなければならないのかなという状況でございます。いずれにいたしましても、今早急に施設を改修してですとか、人をふやしてとかということは今は要らないとは思っておりますので、机上でございますが、検討はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 先ほども寶福議員のほうから待機児童の問題が出ましたけれども、10名がふえたという10名にこだわらないで25名出生したということをつまると、これは非常に将来頼もしい数字であるし、そして古平町の人口問題を考えても、いろんな問題を考えても、学校の学級数のことを考えても、減る一方でいきますと複式学級が待っていますので、それを避けるためにもやはり今回の大きな出生数の変化というものを大事に捉えていただきたいと思う次第です。

次に移ります。農業振興について伺います。農業の専門家がいますので、質問は控えてきたのですが、従来道庁や開発局に対して私古平町の町民の要望を提案し続けてきています。国営草地も草地ですから放牧が主体の目的で創設されたのですけれども、近年200ヘクタールのうち80ヘクタールの農協の牧草地がほとんど町有地になりましたので、ほぼ200ヘクタール町のものになりました。それで、道のほうに要望してきたのは、もともと農協の牧草地以外は森林を伐採して草地にしたために、やっぱり漁業の環境の問題からいくとよろしくないということで、植樹をさせてほしいという要望を出してきました。だけれども、優良農地はそういう転換はまかりならぬということで、もうそういう要望は出してほしくないという通告を受けて了承しているのです。それで、担当に聞いたら、牧草地を耕作して、例えば畑作だとか、いろんなことに転用できるのかといったらそうはできないと。牧草地はあくまで牧草地ということなのです。それで、ならば牧草地として今はもう

利用者は皆無ですけれども、牧草地で将来使えるような状況にしていくために、やっぱり現状把握をする必要があるのではないかと。優良な草地を維持していけばいつか可能性が生まれるという前提から、まず現状把握がどういうふうになっているかと。将来に向けて関係機関、例えば農業改良普及所だとか、そういうところとのコンセンサスはどのようになっているかという現状を知りたいと。これがまず第1点です。

それから、市街地でも特に畑方面の耕作放棄地といいますか、不耕起な状態が全体の約8割ぐらいに及んでいて、農家の方も心配していますけれども、道路、近隣まで雑木が生い茂って動物類が出没するような危ない状況が生まれつつあると。それと、農家にとって厄介なアライグマだとか、そういう被害が多発している状況を考えると、この耕作放棄地を野放しにはできないと。農地の保全という大前提をまず掲げてもらって、そして町民の力をかりてでも、それから新規就農者の力をかりてでも、耕作放棄地を借地なりにするにしてでも何らかの方法で耕作していく状況にするべきでないかと。どのように町長はお考えなのかということなのです。

ちなみに、一案なのですけれども、国営草地の近辺、道路脇しか私行きませんが、随分とワラビやフキを求めて国営草地に入っているのです。しかも、見たことありますけれども、年金生活者の多いこと、随分と動いているのです。ここはワラビが豊富で、特に農協の牧草地は古くから開けていますので、かなりそういう山菜類の面積が広がっているのではないかというふうに想像しています。市街地の耕作放棄地で、または減反のその後の転作のあれで、テレビでも時々注目されますけれども、ワラビへの転換というのが注目され始めているというのがよくテレビ出ます。手要らずで、肥料要らずで、そして意外と高い。それから、5月からお盆くらいまで収穫できるということで、農業に関係していない古平の年金生活者などの力をかりれば耕作放棄地も先が見えてくるのではないかと。だんだん耕作放棄地が人の手が入るようになって、人が近づいて、けものも寄りなくなるのではないかというふうに期待しているところです。

さらに、やはり新規就農者、安定的に農地保全ということができる新規就農者を迎える手だてをそろそろ古平町としても本腰を入れて取りかかるべきではないかというふうに思うのですけれども、町長のお考えをお聞きます。

○町長（貞村英之君） 真貝議員の農業の問題についてお答えいたします。

3点ほどの質問だと思うのですが、まず草地の状況どうなっているのかということでございます。今さら草地のことを聞かれても何年もたっているわけでございます。何もしていなかったのではないのかなと思っておりますが、草地の状況の把握については年に数回牧草の奥の水道施設があるわけですが、そこを含めて担当が行ってパトロールというか、見てきております。

現時点では、利用予定がないということから管理はしていない。雑草が生い茂って、場所によっては竹とか木とかも生えている場所もありますので、放牧地ですぐ再利用するのは難しいのではないのかなと。牧草地ですから、多分就農者がいなければ何もしないのかなと思います。現状では、町内に畜産を営む人がいないものですから、再利用施設について積極的に再利用施策をやろうということは今考えておりませんが、去年もカボチャつくりたいとある法人が来られましたが、やはりあれだけ傾斜があるところと客土もされていないような土地でございますので、それはちょっと

無理だということで撤退したところでございますし、町がもしか再整備しようとするのであれば、あのときは何百万ところではない、何千万、何億とかかるものですから、できなかったのかなと思っております。いずれにいたしましても、町外からの畜産業とか、そういうことをやりたい人がいないかどうか、農地中間管理機構という道の昔の北海道農業開発公社、今農業公社と言っていますが、そこと連携して進めていきたいなと考えているところでございますが、今の利用方法としてはそれしか対応できないのかなと思っているところでございます。仮に利用がなかったら、農振地域の排除するというのも考えて、違う方向で利用する方法も考えていかなければならないのかなと思っているところでございます。

次に、耕作放棄地の件でございますが、耕作放棄地につきましては要は新規就農が入れるような形に整備するのが一番いいと思うのですが、耕作放棄地をまともに利用するなんていうことはできないと思います。一番いいのは、放棄されたときに流動化施策か何かとって、流動化させて農地集積させて次に引き継ぐというのが一番いいのかもしれませんが、ここは多分昔の保有合理化事業ですらやっていないと思いますので、そういうことは多分全くできないのかなと思っております。だから、制度といたしましては、耕作放棄地再生利用緊急対策事業というものがございまして、これもやっぱり中間管理機構による耕作放棄地の整備でございます。これは、やはりだけれども地域の協議会つくらなければならない。そこには普及センターも入らなければならないという、協議会をつくって検討していかなければならないというところでございます。いずれにいたしましても、これになるためには認定農業者にならなければならない。要は、農業経営基盤促進法の認定農業者にならなければならないし、その基本構想はうちの町でも持っておりますし、道でも基本方針持っておりますので、新規就農が必要になるのであればそっちの制度にのっかる必要があるのかなと。それであれば、新規就農が来たとしても融資は受けられないわ補助金もらえないわという形になりますので、そっちのまずは新規就農の農家としての経営改善計画をつくるようなことも考えてもらわないとなりませんので、なかなか思うようにはいかないという状況があるかと思っております。

そういうことで、農地というのは今全然耕作放棄地の後でも流動化していないものですから、新規就農者にとっては余りいい条件ではないので、確保しづらいという状況にあります。希望があってもマッチングしないという状況でございますので、そういう施策も少しずつやって、かなりお金がかかりますので、なかなか施策のスクラップ・アンド・ビルドというものにのせづらい状況でございます。少しでも遊休農地を解消して、農地保全という観点から、小規模な土地であっても収益性の高いハウスですとか、ああいうものをつくっていくことから少しずつ始めていかなければならないのかなと。その上で、先ほど申しました中間管理機構と連携して、希望者がいれば認定農業者になる、認定新規就農者になるというような補助制度の活用等や技術の習得等をして、支援体制を構築していければなと考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 専門的な具体的な話になるとこれからということになるのですけれども、私が先ほど言ったワラビに注目したのは根っこを移植する必要があるということで、町有地に山ほどあると。山どりが必要ですから、そういうのも活用すると大変よろしいのかなと思っております。ネッ

トで見ても結構この余市近辺でも毎年30万ぐらいずつ売って3年間で墓を建てたという高齢者もいるのですけれども、高齢者の副収入としても期待できるような作物であるし、収穫期間が長いという、畑作農家にすれば現金収入が入ってくるまでのつなぎとしても見込めるので、注目してもいいのではないかというふうに思っています。

それから、余市に新規就農で本州の方が来られた方がいまして、なぜ北海道に来たかということと新規就農者に2年くらいの研修期間だとか、それから生活が安定するまでの助成制度を持っているのは北海道しかない。それで、北海道に来たのだということ伺いました。やはり新規就農には、手厚いそういう経済的な支援が必要でないかというふうに思いますので、ぜひとも研究していただいて、古平にも定着を図るような、そういう施策を打ってほしいなと思う次第です。どうですか。

○町長（貞村英之君） まず、ワラビや山菜の営農のことですが、営農であれば生産農業者でなければできませんので、それをやれる方がいるのであればやっていただきたいと思いますが、ササやぶの生い茂る中やる人がいるのかなとちょっと疑問は残りますが、そういうことも一つの農業施策だなどと考えておりますし、あと新規就農者、先ほど申し上げたようになかなか農地の流動化進まないものですから、マッチングしないという状況でございますので、それに新規就農、やはり認定農業者にならなかつたら研修は受けられない、補助金もらえない。認定農業者になったら、例えば年金制度だって国から半分補助もらえるのですから、そういうものを利用していかなければ来ていただけないのかなというところでございますので、やはりうちではちゃんとした構想を持っていますので、ちゃんと新規就農であれば青年等営農計画でしたか、そういうものをつくって提出して、認定農業者なり認定新規就農者になっていただかないとなかなか食べていけないのかなという状況でございますので、まずはそちらの制度的なことをもう少し充実していただきたいなと考えているところでございます。指導は、なかなか農協がないからできないのかなと思っておりますので、相談があればうちの役場の農政課で相談を受けるしかないのかなと。そこらが弱いところだなどと考えておりますので、そこら辺のところは臨機応変に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 4点目の就学援助基準を仁木町に並べて古平町もそうすべきだという主張を前教育長時代から取り上げております。教育長がおかわりになられましたので、改めてご見解を伺いたいと思います。

○教育長（石川忠博君） 真貝議員のご質問にお答えいたします。

就学援助基準についてであります。就学援助費の認定基準は多くの市町村が生活保護基準に一定の倍率を乗じたものを用いております。また、生活保護基準が引き下げになった場合については、できるだけ影響が出ないようにそれぞれの市町村ごとに取り組んでおりまして、平成25年度に引き下げがあったのですが、本町におきましてはその引き下げ前の基準額の1.2倍を用いているところでございます。文部科学省の調査などで各市町村の認定基準の概要が示されているところではあります。そういった意味で倍率だけで一概には考えることはできないというふうに思っているところでございます。

以上です。

○3番（真貝政昭君） 私のこの分野での目指すところは、教育費の無償化です。今回は1.3倍にこだわって言っていますが、全道では一番高いのは1.5倍ということで、最終的にはこだわらないで無償化の方向で対応していただきたいと思う次第です。

新教育長にお伺いしますが、よく学力テストで順位がどうのこうのとされていますけれども、一般的に経済的な困難な状況を克服すれば学力の面でも並みの状況になるのだという、そういう認識を私持っています。それは、各種調査で家庭の経済力の高い、低いによって学力も高い、低いというのがあらわれるということから、そういう結論に達しています。そういう将来的に教育の無償化を実現すれば教育長がお悩みの問題が解決されるのではないかというふうに思っていますけれども、賛同できますか。

○教育長（石川忠博君） ただいまの再質問にお答えいたします。

質問としては新しい質問になるのかと思いますが、学力の問題について順位のお話がありましたけれども、私としては子供たち一人一人がこれから生きていく人生の中でしっかりとした学力を身につけさせたいというふうに思っているところでありますし、そういった面で新聞報道等も含めまして経済的な問題が影響しているというのはいろんな面に出ているところでありますので、本町としましてもうちの財政状況の問題もありますが、その中でやっぱり子供たちの状況を見て、なるべくそういった子供たちについて学習環境を整えるということを大切にしていきたいと思っております。無償化についてまでは、ちょっとなかなか難しいと思っております。

以上です。

○3番（真貝政昭君） 最後に、ブックスタート事業についてお伺いします。

ようやく古平町も他町村並みに6カ月健診時にその発達の度合いに見合った絵本をプレゼントして、家庭での親子との対話といいますか、乳幼児ですから乳幼児の発育を健全に促す方向と、それから親子との触れ合いを確保していくという、そういう習慣づくりのためもありまして、こういう事業がスタートしたというふうに聞いています。近隣では、仁木町が6カ月健診と1歳半健診のときに各2冊ずつ、親御さんももう買われて持っている方もいますので、選んでもらうと。そういうこの近辺では一番進んだ取り組みをされているのが仁木町なので、ぜひともそれを古平町でも、お金の面は大したことはありませんので、早く習慣的にさせていただきたいと思う次第です。お考えを伺います。

○教育長（石川忠博君） ブックスタート事業についてでございますが、この事業は乳幼児のいる保護者にゼロ歳児健診などの機会に絵本を配付するとともに、読み聞かせなどを行って乳幼児期からの絵本の読み聞かせの大切さや方法を伝えまして、親子のきずなやコミュニケーションを深める機会とすることを目的としております。本町では、ことしの2月から乳幼児後期、生後8カ月から10カ月ぐらいを対象に乳幼児健診にあわせまして、1人に1冊ではございますが、絵本を配付し、この事業の趣旨を説明して読み聞かせも行い、それからいろんな絵本を展示するというようなことを行っているところでございます。先ほど買っている本のお話もありましたけれども、本町でもダブリがないように、もし持っているのであれば違う本を選んでもらうような形で対応しているところでございます。この事業につきましても、まだ始まったばかりでございますので、その配付回数

や冊数をふやすことにつきましては保護者の評価ですとか、少ないとはいえ予算の面もございませぬので、そういった面などの課題もありますので、今後全道の状況なども把握しながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（逢見輝統君） それでは、ここで40分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時37分

○議長（逢見輝統君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程追加の議決

○議長（逢見輝統君） お諮りします。

ただいま意見案第2号から第7号までの意見書及び庁舎等建設調査特別委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されました。

これを直ちに日程に追加し、議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第2号から第7号までの意見書及び庁舎等建設調査特別委員会の閉会中の継続調査申出書を日程に追加することに決しました。

◎追加日程第1 意見案第2号

○議長（逢見輝統君） それでは、追加日程第1、意見案第2号 生活保護費の一方的減額に関する要望意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第2号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第2号 生活保護費の一方的減額に関する要望意見書について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 意見案第3号

○議長(逢見輝統君) 追加日程第2、意見案第3号 カジノ推進法は廃止し、具体化する実施法の断念を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第3号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第3号 カジノ推進法は廃止し、具体化する実施法の断念を求める意見書について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第3 意見案第4号

○議長(逢見輝統君) 追加日程第3、意見案第4号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第4号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（逢見輝統君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第4号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第4 意見案第5号

○議長（逢見輝統君） 追加日程第4、意見案第5号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第5号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第5号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第5 意見案第6号

○議長（逢見輝統君） 追加日程第5、意見案第6号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これ

にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第6号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第6号「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第6 意見案第7号

○議長(逢見輝統君) 追加日程第6、意見案第7号 ケアプラン点検による利用制限、ケアプラン有料化に反対する意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第7号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第7号 ケアプラン点検による利用制限、ケアプラン有料化に反対する意見書について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第7 委員会の閉会中の継続審査申出書

○議長（逢見輝統君） 追加日程第7、庁舎等建設調査特別委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

庁舎等建設調査特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第30 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第30、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題といたします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

◎日程第31 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第31、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第32 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第32、広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

広報編集常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第33 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第33、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、次期議会の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第34 議員の派遣について

○議長（逢見輝統君） 日程第34、議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則125条第2項の規定によって、お手元にお配りしました議員派遣の件についてお諮りします。配付資料のとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（逢見輝統君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（逢見輝統君） これにて本日の会議を閉じます。

平成30年第2回古平町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時50分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員